

むつ市議会第200回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成21年6月22日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 1番 鎌田 ちよ子 議員

(2) 4番 目時 睦 男 議員

(3) 5番 工藤 孝 夫 議員

(4) 11番 千賀 武 由 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹	
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏	
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久	
選挙管理 委員会 職務代理	永谷	智	農委員会 委員長	立花	順一	
総務部長	新谷	加水	会管総理 出納室 事務	計者部 事務	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 事務	近原	芳栄	
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部	鴨澤	信幸	
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝	
選挙管理 委員会 事務局	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純	

教育部長	佐藤節雄	教育委員	高田文明
公企業局長	佐藤純一	川内庁倉長	河野健二
大畑庁舎長	柳谷正尚	脇野所長	片山元
総務課	松尾秀一	民生部長	新谷正幸
民副環境課	山田邦夫	民副生理課	奥島慎一
保福副健康課	成田晴光	経副商課	中嶋達朗
農委事務局	吉田薫	教委事務局	安藤哲雄
教委事務局	加藤次男	総行課	花山俊春
保福介課	岩崎若男	経農課	室館利光
教委事務局	高坂浩二	川内庁舎長	山下謙一
大畑庁舎長	工藤治彦	大畑庁舎長	阿部平等
民環対総務課	金浜盛雄	川内庁舎課長	向川則勝
総務課	吉田真	川内庁舎課長	角本力
事務局職員出席者			
事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主幹	柳田秀	主査	石田隆司
主事	井戸向		

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員、千賀武由議員の一般質問を行います。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。1番、公明党の鎌田ちよ子です。むつ市議会第200回となる今定例会に当たり、心新たに市長並びに係理事者の皆様に通告に従いご質問いたします。

今日我が国では、アメリカ経済の不況の波を受け、国内での経済回復へ不断の努力が継続されております。この苦境を乗り越えるべく端境期にあっ

て、地方自治体の行財政改革は効率性への追求はもとより、市民サービスの低下を招かないための政策的英知の結集で果敢に邁進する重い役割が求められております。200回となる意義深い定例会であります。明快かつ具体的実りあるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

質問の1は、環境問題についてお伺いいたします。6月5日は世界環境デーでした。1972年6月、スウェーデンの首都ストックホルムで開催され、国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議で、これを記念し、日本の提案により定められたもので、ことしは37年目です。また、1991年から6月の1カ月間を環境月間として全国でさまざまな行事が行われてきました。1997年12月に京都で行われた地球温暖化防止京都会議で議決された京都議定書は、2008年から2012年までの期間中に各国の温室効果ガス6種類の削減目標を1990年に比べて5%削減することを定め、画期的な会議となりました。次いで、昨年の洞爺湖サミットを機に始まった7月7日のクールアース・デーも大きな意味を持ちました。しかし、昨年11月17日、国連気候変動枠組条約事務局は、2006年のデータに基づく達成状況では16カ国が削減目標を達成したことを発表いたしました。日本は目標6%減に反して6.4%増加であることが明らかになりました。そして、世界経済は未曾有の世界同時不況に突入していきました。

こうした中で国は、環境分野を経済成長の牽引役とする世界的流れの中で日本版グリーン・ニューディール政策を打ち出し、2020年までに環境ビジネス市場を120兆円規模にし、雇用も280万人確保を目指し、地域グリーン・ニューディール基金を創設、地域活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進しようとするもので、緑の社会への構造改革を目指しています。

今地方もスピードを持って、積極的に取り組む

ことが要請されています。宮下市長の強いリーダーシップに期待し、本市の具体的な取り組み方についてお伺いいたします。

質問の2は、リサイクル事業についてお伺いいたします。2008年版環境循環型社会白書によりますと、リサイクルの取り組みは既に江戸時代に浸透していたそうです。江戸から出たし尿が肥料となって農村で使われ、栽培された米や野菜が江戸に供給される循環型システムが確立されていたとのこと。近年地球環境の保全と安定供給の観点から、貴金属を効率よくリサイクルする技術が盛んに開発されています。レアメタルと言われる希少金属の安定的確保が喫緊の課題とされ、使用済みとして廃棄されるIT機器や電化製品の中に眠るレアメタルを鉱山に見立て、都市鉱山という存在が注目を浴びています。産業のビタミンと言われるレアメタルは、量の確保が不安定な状況が続き、世界の資源価格は高どまりしているとお聞きしております。資源のない日本は、レアメタルの安定供給を確保するため廃棄物リサイクルを強化していく必要に迫られております。

このような状況下で、昨今携帯電話のリサイクルが注目されています。国民が1人1台保有するほど普及している携帯電話には、金、銀など貴金属とともにチタンやコバルトなどのレアメタルが使用されています。貴重な資源レアメタルの使われ方ですが、携帯電話ではアンテナ部分にガリウム、液晶パネルにインジウム、基盤にはパラジウムや金が使用されていて、日本では全く採掘されないものや、ごくわずかしが採掘されないものばかりです。

ところで、資源エネルギー庁に設置された資源戦略研究会が平成18年にまとめた非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略において、レアメタル再利用の重要性を指摘しています。中でも国内で1億以上普及している携帯電話のリサイクルによ

る適切な処理による有用資源の回収に大きな期待が寄せられております。携帯電話のリサイクル活動を推進しているモバイルリサイクルネットワークが2008年2月にまとめた携帯電話、PHSのリサイクル状況について、回収実績が2000年の1,362万台をピークに減少、2006年は約662万台と半減となっています。資源循環型社会形成の携帯電話リサイクル活動についてお伺いいたします。

質問の3は、化学物質アレルギー対策についてお伺いいたします。新築や増改築に使われている建材、接着剤、殺菌剤、防かび剤などを起源とする化学物質が室内の空气中に揮発し、目まいや吐き気、皮膚のかゆみを初めさまざまな症状を起こすシックハウス症候群に悩んでいる方がいます。特に怖いのは、このシックハウス症候群が化学過敏症への引き金となり、わずかな化学物質にも過敏に反応し、深刻な症状となり、社会生活に影響が出てしまうことです。特に子供たちが生活の大半を過ごす保育園、幼稚園や学校のシックハウス症候群への対策が強く求められています。本市の現状と課題についてお伺いいたします。

質問の4は、教育行政についてであります。1番目として、教員免許更新制度についてお伺いいたします。教育職員免許法が改正され、本年4月より教員免許状を持つ昭和30年4月2日以降に生まれた方のうち、現職教員について、定められた期間中に大学などで30時間以上の免許状更新講習を修了した後、免許管理者である所管都道府県教育委員会の修了確認を受ける制度となりました。また、現在教員として働いていない方につきましても、修了確認期限を過ぎても免許状は執行しませんが、そのままでは教壇に立つことはできなくなりました。現在教員免許状を保持している方は、満35歳、45歳、55歳になる年度と、その前年度の2年間のうちに合計30時間の免許状更新講習を修了しなければなりません。ご承知のとおり教員免

許状更新制度の本来の趣旨は、教員の資質向上にあると思います。現場の先生方からはどのような声が寄せられているのでしょうか、次の3点について具体的なお答えをお願いいたします。

1、制度について基本的な考えと教員に求められている資質について、2、更新講習を受講する教員の現場対応について、3、児童・生徒及び保護者への周知についてお伺いいたします。

2番目といたしまして、教職員配置における学校現場の状況についてお伺いいたします。子供たちの学力確保やいじめ問題、犯罪から守ること、そして不登校児童・生徒への対応など、教育委員会、教職員の方々にはご努力をいただいております。ところで、教育予算、またシステム機能は対応できているのでしょうか。多忙で体調を崩し療養休暇される方や、学校現場も世代交代中であり、共稼ぎの方も多く、育児休業を取得される方の対応について、また体調不良などで年度途中で休まれる方など現場の実態についてお伺いいたします。

3番目といたしまして、教職員の健康管理についてお伺いいたします。前段でも述べましたように、学校現場は従来とは違う難しい課題山積であり、より一層健康管理は重要になっています。社会的にもメンタルヘルスへの重要性が言われています。教職員のメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

質問の5は、医療行政についてであります。1といたしまして、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。新型インフルエンザの国内への上陸は、カナダから帰ってきた大阪府の高校生からの感染を空港での検疫で見つけ、一時水際で食い止めました。しかし、海外に渡航歴がない兵庫県神戸市の高校生らが感染し、人から人への感染が国内で確認され、日本じゅうが一時パニックとなりました。

今月4日、静岡県に5月から社員研修中の本県在住20歳代男性が新型インフルエンザに感染したとニュースで知らされました。厚生労働省は、新型ウイルスが発生した場合、最悪の想定として国内で4人に1人感染し、死者は64万人に上ると試算しています。市民の安全安心を守る危機管理という面からも、周到な準備と市民に対する周知徹底が必要であると考えます。感染予防を含めた体制整備の現状と市民への情報提供についてお伺いいたします。

2番目といたしまして、後発医療品の使用促進についてお伺いいたします。現在の国民医療費のうちの2割は薬剤費であり、世界の中でも非常に高い比率です。医療費の増大とともに薬剤費の増大も予想される中で抑制策としての後発医療品、いわゆるジェネリック医薬品が注目されています。後発医薬品は、新薬に比べ2割から7割と割安で、患者負担が軽減されます。数量ベースでの占有率は欧米で50から60%を超えているのに対し、日本では17%にとどまり、おこなっているのが現状とお聞きしております。今後の急激な少子高齢化で増大の一途をたどる医療費の抑制と国保会計の縮減、そして利用者負担軽減を図るためにも後発医療品の使用促進を図るべきと考えます。

次の2点についてご質問いたします。1、医療機関における後発医療品処方現状、2、市民への啓発及び周知方についてお伺いいたします。

以上、5項目についてお伺いいたします。簡潔明瞭、前向きなご答弁をご期待申し上げまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の環境問題について。これまでの市の具体的な取り組みといたしましては、各種物品

等は適正な品質や数量を調達するよう努め、庁舎管理では節電や空調管理、職場及び職員個人では照明時間の短縮、パソコン等の適正利用など全庁舎の多方面で取り組み、省エネルギー化を実施してきております。さらに、昨年3月に実効性をもたらしべく地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、むつ市地域温暖化対策推進実行計画を策定したところであります。

議員ご承知のとおり、地球温暖化問題は将来の人類の存続にかかわる重大な問題であり、地球規模でその対策に取り組むべき課題となっており、市自らが事業者、消費者として率先して取り組むべきとして定めたものでありまして、計画は市の事務事業に関する49課278施設で排出される温室効果ガス、二酸化炭素の排出抑制のため、総排出量を平成19年度と比較して平成24年度までに5%削減を目標としており、現在各施設から提出のありました平成20年度実績を集計作業中ではありますが、7月末には集計結果を出し、分析のうえ、市政だよりなどで公表できるものと考えております。

しかしながら、平成19年度を基準とした計画の中では、昨年度の8つの小・中学校の統廃合を初め削減量の対比が難しい事態も想定されますが、本庁舎を除く施設には、必要に応じて目標及び見直しを行うなど、より効果的な取り組みを図るべく分析、検討をしております。

また、今定例会に追加の補正予算として提案申し上げますように、新庁舎への移転に当たりましては、冷温水発生機、いわゆる庁舎の冷暖房機ではありますが、これを環境対応型のものに交換いたしますほか、公用車に初めてハイブリッド車を導入いたしますので、これらの取り組みとあわせて今後想定されます公共施設の統廃合など、その都度計画の見直しや修正を加え、新たな目標数値を策定したいと考えております。

この計画に基づいた環境保全の取り組みを市が率先して実行すべきものとして、まずは市関連施設の取り組みから始め、温室効果ガスの削減を市内の各事業所への協力要請を初め、家庭でできるもの、個人でできるものの対策や方法を市政だより等に記載し、市民への協力や周知徹底、啓蒙普及を図りながら、地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご質問のむつ市地球温暖化対策推進実行計画に関しましては、昨年度の数値を集計、分析中であることから、計画の推進及び改善を進めながら、さらなる対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、リサイクル事業についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、携帯電話リサイクル推進についてであります。鎌田議員のおっしゃるとおり、携帯電話には金、銀等の貴金属やリチウム、インジウム等のレアメタルが天然資源に比べて高濃度に含まれており、天然資源に乏しい我が国にとって使用済みとなった携帯電話を回収し、再利用することはレアメタルの確保につながるるとともに、廃棄物の減量化や天然鉱石の採掘の抑制等も図られることから、環境保全にも貢献するところであります。このことから、使用済み携帯電話のリサイクルは現在国を挙げて取り組んでおります循環型社会の構築に必要なものと認識しております。

使用済み携帯電話の回収については、平成13年4月から、それまで事業者ごとに行っていたリサイクル活動を通信事業者と製造メーカーが連携して全国の販売店約1万4,000点から成るモバイルリサイクルネットワークを構築し、メーカーやブランドに関係なく携帯電話の本体、電池及び充電器を無償で回収し、再資源化に取り組んでおります。

携帯電話のリサイクルには、処分する携帯電話に残された個人情報のセキュリティ対策が必要となることから、市としては新たなリサイクルシステムを構築するより既に確立されたりサイクルシステムの活用を図ることが先決と考えます。したがって、毎年減少している携帯電話の回収率向上のためにモバイルリサイクルネットワークの活動の周知及び携帯電話のリサイクルの必要性の啓発を推進してまいります。

環境省では、本年6月3日から7月7日までの約1カ月間を使用済み携帯電話回収促進キャンペーンとしてさまざまな取り組み、行事を実施しており、市としてもこれを機にホームページに携帯電話のリサイクルについての情報を載せたところでもあります。また、今後も市政だより等で啓発していく所存ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の化学物質アレルギー及び4点目の教育問題については、教育委員会より答弁申し上げます。

5点目の医療行政についてのご質問にお答えいたします。新型インフルエンザ対策の感染予防を含めた体制整備と市民への情報提供についてであります。市では国内での感染が確認された直後にむつ保健所と協議し、市のホームページやエフエムアジュールによる情報提供に努めております。また、4月30日には新型インフルエンザへの対応について、副市長と関係部長及びむつ総合病院感染症対策室の医師及び看護師で構成する対策会議を開催し、現在における状況及びむつ保健所からの情報等を確認し、むつ総合病院からは今後の対応についての意見があったほか、各部における万が一の場合の対策について確認をいたしております。

仮に県内で感染者が確認された場合には、私を本部長とするむつ市新型インフルエンザ対策本部

を設置し、迅速かつ確かな予防対策や市民の健康被害の防止を図るため、全庁一丸となって対処していくこととしております。

今回の新型インフルエンザは、弱毒性ではありますが、感染力が強いこと、糖尿病やぜんそくなどの基礎疾患を有する方などが重篤化する例もあり、注意深く見守っていかねばなりません。これまでの国内での発症例では、適切な治療を早期に受けることにより順調に回復されているようであります。ただ、今月の9日には岩手県で、10日には宮城県で、11日は秋田県及び北海道で相次いで感染者が確認されている状況から、近い将来青森県内でも感染者が確認されることも予想されますので、警戒を怠らず対処してまいりたいと存じております。

また、既に新聞報道等でご存じのとおり、世界保健機構、いわゆるWHOでは6月11日に新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ5から世界的な大流行、いわゆるパンデミックの宣言を意味する最高度のフェーズ6に引き上げております。それを受けた国では内閣官房長官コメントとして、我が国においては新たな感染者の発生が比較的少なく、感染がまだ一部地域に限定している状況であることから、政府としては世界規模で感染が拡大している状況を踏まえつつも、引き続き現在の基本的対処方針等に基づき弾力的な対策を講じ、感染拡大防止、適切な医療の提供、医療体制の充実強化等に努めていくこととしております。このことから、当市といたしましても、毎年流行する季節性インフルエンザと同じ方法での感染予防効果があるとのことでもございますので、本年3月の市民に配布いたしました健康づくりカレンダーにもインフルエンザ予防方法等を掲載しておりますように、引き続き市のホームページ、市政だより、エフエムアジュール等でうがい、手洗い、せきエチケット、外出時のマスク着用やできるだけ

人込みを避けることなどを市民の方々にお知らせしていくとともに、正しい情報に基づく冷静な対応を呼びかけてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、後発医薬品の使用促進についてのご質問にお答えいたします。我が国の国民医療費は、高齢者人口の増加、疾病構造の変化並びに医学医療技術の進歩等により年々増加しており、平成19年度には前年度比3.1%増の33兆4,000億円に上っております。また、むつ市国民健康保険における平成19年度の総医療費は、前年度比8.1%増の58億1,500万円で、このうち調剤費は11億4,600万円と鎌田議員ご指摘のとおり約2割、19.7%を占めております。医療費の増加傾向は今後も続くものと予測されることから、高齢化率の高い国民健康保険を初め各医療保険者にとって医療費の適正化が重要な課題となっており、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及は医療保険財政の改善に資するものと考えております。

平成18年度の厚生労働省の調査によりますと、全国の後発医薬品の数量ベースの使用率は16.9%であり、欧米諸国と比較して普及が進んでおりませんが、その要因の一つに、医療関係者の間に後発医薬品の品質及び安定供給等に対する不安が払拭されていないことが上げられております。こうした状況を踏まえ、厚生労働省では使用率を平成24年までに30%にふやす方針で、関係団体等に普及促進を働きかけておりますが、本年1月には保険者に対し後発医薬品の普及促進についての通知があり、その中で普及促進のための具体策として被保険者にジェネリック医薬品希望カードの配布を行うことに努めるよう保険者に求めております。

このカードは、後発医薬品の利用を医師や薬剤師にお願いしにくい場合に被保険者証とともに医療機関や薬局に提示することにより、後発医薬品

が円滑に処方されるよう後発医薬品を希望する旨を記載したカードであります。後発医薬品の使用は、国保財政の歳出削減効果はもちろん、患者負担の軽減にもつながることから、10月の被保険者証の更新時にこのカードを配布する方向で検討するとともに、市政だより及び市のホームページ等により随時情報提供を行い、後発医薬品の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員ご質問の化学物質アレルギーに関する現状と課題についてお答えいたします。

化学物質によるアレルギーでありますシックハウス症候群につきましては、平成15年の建築基準法及びビル衛生管理法の改正により大幅な規制がなされ、それ以降の建築物につきましては、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の厳しい使用規制などの対策が施されている状況にあります。それ以前の学校につきましては、建築材の使用に対する規制がありませんでしたので、化学物質を含んだ資材が使用されている可能性はありますものの、毎年学校薬剤師会にお願いいたしまして実施しております室内環境衛生のチェックにおいても、教室の空気は特に問題はなく、換気も適正に行われているとの報告を受けており、化学物質での児童・生徒への影響はないものと考えております。

今後建設が予定されております第三田名部小学校、第一川内小学校、大湊中学校耐震改修工事におきましても、共通仕様書及び特記事項により規制対象となる建築材料は使用しないこと、化学物質の発散も規制値以下となるよう計画しておりますし、さらに完成時には化学物質の濃度測定を行う予定であります。

また、昨年度から市内小・中学校の児童・生徒

用の機及びいすの大規模な更新を行っておりますが、これも原因となる化学物質の対策がなされたものを調達するようにしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教員免許制度についてのご質問にお答えいたします。鎌田議員ご発言のとおり、平成19年6月の教育職員免許法の改正により本年度から教員免許更新制度が導入されることになりました。この更新制度の内容について主な点を申し上げますと、まず目的としては、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること、平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること、2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講修了が必要になること、平成21年3月31日以前に免許状を取得した者にも更新制を適用することの4点であります。

まず、ご質問の第1点目、制度の基本的な考えと教員に求められている資質についてであります。教員は子供の人格形成に直接かわり、一生を左右しかねない重要な役割を担っている立場にあり、常に研究と修養に努めることが求められております。当然のことながら、大多数の教員は免許の更新の制度を導入するまでもなく、日々自己研さんに励まれ、必要な知識技能の習得に努力しているものであります。昨今特にグローバル化、情報化、少子高齢化など、学校を取り巻く社会の状況は大きく変わりつつあります。したがって、教員は時代の進展に応じて常に新しい知識や技能を習得することが求められております。

すべての教員が10年に1度、大学という教育研究の最先端の場において、再度最新のものを体系的に修得し、新しい気持ちで自信と誇りを持って教壇に立つことができることとなり、そのような意味でもこの制度は大いに意義のあるものと考えております。

教員に求められる資質については、免許更新講

習の内容とも関連してくるものと思われませんが、まず教育は人づくりとされているように、教育の成否はまさに教師にかかっていると言っても言い過ぎではないと思います。古今東西、教師に求められてきたものは、子供や保護者はもとより、地域からも信頼され、尊敬される質の高い教師であります。立派な教師になるための条件は、いろいろな要素があると思われませんが、大方3つほどに集約されると思っております。

1つは、教師の職務に対する使命感や強い責任感を持っていること、さらには子供に対する深い思いやり、すなわち愛情を持って接することであろうと思います。

2つ目は、教師は教育のプロとして確かな指導力を備えていること、指導力の中身は、まず教師は授業のプロであること、さらには子供の理解力、生徒指導力、学級経営力などが挙げられると思います。

3つ目は、教師は常識と教養、礼儀作法を初めとする豊かな人間性や社会性を備えていること、さらには高い人格的資質を備えていることが求められると思っております。

免許更新講習においても、あるべき教師像、信頼される教師とは何かなど、教師の普遍的な資質についても講義されることとなっております。

次に、更新講習を受講する教員の現場対応についてであります。更新講習は2年間で30時間の講習を受講するほか、修了認定試験に合格する必要があります。本格実施初年度となる今年度は、むつ市内小・中学校で該当する教員は、小学校26人、中学校18人、合計44人ですが、受講期間は夏季休業、冬季休業の長期休業中に実施されるものであり、授業には直接影響はないものと思っております。

受講は、申し込み次第では日本全国どこでも可能ですが、弘前大学とむつ市での場合を例

にとりまして、弘前大学では8月1日と2日の2日間で12時間を受講、残りを旧桜川小学校で8月18日と20日の2日間で12時間を受講することができることとなっております。残りの6時間は、冬季の講習か来年度に受講することとなっております。

次に、児童・生徒及び保護者への周知についてですが、受講する場合は、勤務地を離れることとなりますので、受講期間などを含め、学校日より、学級通信などの方法で子供、保護者に周知するようにし、学級担任が不在の場合にも学校全体で対応できるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校現場における教職員の休暇、休業等の実態についてのご質問にお答えいたします。学校を取り巻く社会状況の急激な変化に伴い、学校現場の多忙化も大きな問題となっているところであり、校長、教頭に対しては学校訪問や折に触れ過剰な時間外勤務の防止と勤務負担の軽減に努め、適正な職員管理を行うよう指導しているところであります。市内小・中学校の過去3年間の病気休暇取得者は、平成18年度で25人、平成19年度で24人、平成20年度で20人です。休職者数は、平成18年度で4人、平成19年度で7人、平成20年度で9人です。さらに、育児休業取得者は、平成18年度で19人、平成19年度で19人、平成20年度で16人となっております。いずれの場合でも、1カ月を超える休暇等については、県に対し、代替の臨時講師の配置をお願いし、教育活動に支障が生じないよう対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教職員のメンタルヘルス対策についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、文部科学省によりますと、子供や保護者の対応が昔ながらのやり方では通用しなくなったことや、多忙な職務、職場の人間関係など環境が厳しくな

っていることが要因となって、精神的な障害により休職した公立小・中・高校などの教職員は平成19年度では4,995人で、全病気休職者の62%を占め、15年連続して増加しているとのことでありませう。市内小・中学校における教職員の精神的障害による教職員の休暇取得者は、平成18年度で4人、平成19年度で6人、平成20年度で7人、休職者は平成18年度で1人、平成19年度で1人、平成20年度で3人となっており、いずれも増加傾向にあることから、メンタルヘルス対策が必要であると強く認識いたしているところであります。

教育委員会といたしましては、教職員が心身ともに健康を維持して、教育に携わることができる教育環境を整えるよう、例えば会議や行事の見直しによる公務の効率化を図ること、日ごろから教職員が気軽に周囲に相談や情報交換することができる職場の雰囲気づくり、心が不健康な状態に陥った教職員に気がついた場合、早目の学校医との相談、公立学校共済組合が行う臨床心理士、心理カウンセラーの面談による各種相談事業の活用、そのほか他の医療機関への受診を促すなどの適切な対応をとるよう校長会や養護教諭部会等において指導しているところであります。

今後も、メンタルヘルスの保持に向け、心の健康に関する意識啓発とともに、学校訪問等を通じて学校の様子や教職員一人一人の健康状況の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

質問の1、環境問題についてです。2020年までの温室効果ガス削減の中期目標が05年比15%削減に決まりました。甚大な自然災害などをもたらしかねない地球温暖化の防止は待たなしの課題で

す。国、地方、企業、そして私たち一人一人が環境について学び考え、そして行動することは地球温暖化を食い止める最初の第一歩であると思っております。

さきにも壇上で申し上げましたように、クールアース・デーのことでありますが、ところで環境省が実施するクールアース・デー2009に向けた取り組みについてお伺いいたします。7月7日の夜は、天の川を眺めながら地球環境の大切さを国民全体で再確認し、低酸素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取り組みを推進するための日クールアース・デーとなっております。G8サミットが2008年7月7日の七夕の日に開催されましたことをきっかけに、この日が制定され、環境省では広く参加を呼びかけています。身近な生活現場で実践できる具体的な市民活動計画を確立し、実践していくことは時代の要請であり、そのための行政による施策とリーダーシップが必要であると感じています。環境省で広く参加を呼びかけているクールアース・デー、また「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」への参加についてと市長が日常心がけておられることをお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、2020年まで05年比で15%減というふうなことで、このCO₂対策、これは真摯に取り組んでいかなければいけないと、私もこんな思いは共通しております。

そしてまた、7月7日のクールアース・デー、これについてどういうふうな取り組み方をするのかというお尋ねでございますけれども、この部分におきましては、市政だより等ではなかなか6月25日号はもう印刷が始まっておりますし、次の号は7月10日号ということで、非常にその部分において市民への啓蒙をするというふうなことはなかなかちょっとタイミング的に合わない。しかしな

がら、さまざまな機会を通じて、7月7日七夕様、これを例えば電気を消して星の観察をしましょう、それはまた自然に対する畏敬の念、これを持つことにもなりますし、そしてまた電気を消すことによって、環境に対しての負荷を減ずることもできるわけですので、こういうふうなところは啓蒙をする手法をこれから考えていかなければいけないと、このように思います。

また現在の取り組み方と、私個人の取り組み方というふうなお尋ねがございましたので、お話をさせていただきますと、私は基本的に環境は次世代からの借り物であるというふうな認識、これを非常に強く持たなければいけないし、行政自体も環境は次世代からの借り物であるという認識を強く持った行政運営をしていかなければいけない、私はこういうふうな基本的な気持ちを持っております。

そこで、地球温暖化防止のためには、例えば資源エネルギーの循環有効利用、それからごみの減量、そして緑の保全のため、そして公害防止のためというふうなさまざまな切り口があるかと思っております。その中で私は緑の社会づくりと、鎌田議員お話がございました。今年度、合併してちょうど5周年、市制施行50周年という記念すべき年でもありますので、これをまず初年度として植樹、植林、こういうふうなことを大いに我々の世代から、この年から始めていこうというふうなお話をさせていただいて、現に公営企業局のほうではこの前小学生の子供たちがかなりの人数集まりまして、公営企業局の管理地内にツツジを植えるとか、そしてまたこれから広葉樹を植えるというふうなさまざまな計画があるようでございますので、そういうところをできるだけPRもし、そして積極的に支えていくと。それによって環境がこれから50年先、100年先を見据えた形の中で非常に大きなテーマでありますけれども、一歩ずつ着実にこ

の部分は進めていきたいと、こういうふうにするところであります。

やはり木が1本ですと木になります、2本になると林になる、3本で森、5本になると森林という、そういうふうな意識を1本ずつ、そして2本、3本、4本、5本というふうな形の中で、子供たち、また行政自体がそういう意識を持つというふうな機運の醸成、これに努めていかなければいけないのではないかなと、こういうふうに思います。

また、先般全国市長会のほうで環境フォーラムというのが主催、開催されまして、さまざまな先進都市の取り組み方、これを学んでまいりました。ここにある市の家庭へのストップ高温化というふうなエコライフデー2009、あなたが減らせる二酸化炭素はどのくらいでしょうかというふうな形で、例えば近くの産地でとれたものを食べた、これは地産地消にもつながりますし、また運搬の際のCO₂の削減、そういうものにも役立ちます。それから、レジ袋をもらわなかった。これは、もう最近よく買い物に行く場合も、私自身もエコバッグを持っていきますし、それからスーパーの袋を使わないという意識がかなり広がってきているというふうなところで、やはり着実な取り組み方を啓蒙していく必要があるのではないかなと。

それから、ごみ出しルールに従って分別してごみを出しているとか、ちょっと水の話をしなすと、水を流しっ放しにしなかったとか、シャンプーや台所用洗剤などを使い過ぎずに適量に使ったとか、それから電気、ガスのほうではだれもない部屋の明かりを消したとか、そういうふうなさまざまな部分で、各家庭へチェックシートをお配りして、そして自分でチェックをしてもらう。それは、個人の啓蒙になります。そういうふうな部分もこれから行政のほうでは、例えば市政だよりの中に折り込んで、地道に一步ずつ環境に対する啓蒙をするというふうなところも必要なのではな

いかなと、こういうふうに思います。

たしかきょうのどこかの新聞報道によりますと、八戸市ではかなり明かりを消して、自治体で電気をつけているところを消して暗やみにして、そして環境に対する啓蒙をしたというふうな報道がありましたけれども、当むつ市では全体的に電気をこうこうとつけているようなところは見当たらないと思います。しかしながら、そういうふうな形で、さまざまな部分で地道に一步ずつ取り組み、そしてまた個人の部分でも、自治体の部分でも、自治体のほうは身を引き締めて取り組まなければいけませんし、個人に対してはさまざまな形、場面を通じて啓蒙していきたいと、このように思います。基本的には私は、環境は次世代からの借り物というふうなもので、しっかりと取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） クールアース・デーにつきましては、明年全庁的に取り組んでいただきたく、例えばお祭り感覚で皆さんにいろんなイベントで周知していただけるようよろしく願いいたします。

そして、ジェネリックの件であります、10月に保険証の更新で新しいのを皆さんに送られるときに、カードとして考えているとの前向きなご答弁でありましたが、なかなか診察時、またお薬をもらうとき、利用者、患者さん自ら後発医薬品という言葉を使うことをちょっとためらうことが、これが進まない大きな原因と私自身も思います。また、後発医薬品を普及することによって、きちんとお医者さんからその効果も聞く、そういう機会にもなりますし、ぜひこれは周知徹底も含めまして、テレビではコマーシャルで流れておりますので、皆さんご存じの方も多いと思いますが、よろしく願いいたします。

リサイクルの件ですが、秋田県大館市では市内

21カ所に「こでんちゃん回収ボックス」を設置し、各家庭で使わなくなったパソコン周辺機器、携帯電話、MDプレーヤー、携帯ゲーム機など電気製品を回収するボックスを設置しており、またこれを事業に展開して、平成13年4月から施行されたリサイクル法施行によって、その7割以上が有価物として回収され、これが大きな会社として発展して、またエコタウン大館として大きく日本国じゅうに名をはせたということが報告されておりますので、むつ市におきましても循環型社会の取り組みについては前向きにお願いいたします。

化学物質アレルギー対策であります、チェック体制をきちんとしていただき、安全な建物で健康に過ごせるようお願いいたします。

新型インフルエンザにつきましては、同僚議員も質問しますので、またよろしくようお願いいたします。

要望であります、一昨年春に教育委員会のほうに直接お願いした件につきまして、早期に対応していただいたことに感謝しております。と申しますのは、日本眼科医会の全国調査で明らかになって新聞報道がありましたが、運動場のライン引きなどに使用されている消石灰、水酸化カルシウムが子供の目に入る事故が全国で2年間で50件以上起きており、後遺症のケースもあるということが報告されました。このことを新聞報道で知りまして、その当時運動会が間近に迫っておりましたので、直接担当課のほうに申し入れをいたしましたところ、安全性の高い炭酸カルシウム石灰にかえていただきました。早期の対応をしていただきありがとうございます。学校は、子供たちにとって一番安心安全な場所と思っています。今後も全般にわたる最大限の配慮をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質

問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。4番目時睦男議員。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 大畑選挙区選出、無所属の目時睦男であります。市制施行50周年、合併5周年の記念すべき年を迎え、昭和34年11月25日に第1回むつ市議会定例会が開催されて以来、本議会でちょうど200回目という大きな節目の定例会であります。50年の年輪を刻んだ本市は、平成17年3月、大畑、川内、脇野沢を加えた新しいむつ市となり、今日に至っているのであります、節目の本定例会開会冒頭、村中徹也議長はあいさつの中で、「我々むつ市議会は、先人の知恵と創意工夫をもとに、旧4市町村の均衡ある発展を唱道し「生まれてよかった」「住んでよかった」「むつ市が故郷でよかった」という普遍的概念を、むつ市民が共有できるよう環境構築を基軸としなければならない」と言及しておりますが、まさに今後の市政運営に当たっては、これまで以上に公正公平で均衡ある発展に意を注ぎ、市民本位の市政確立に行政、議会が互いに切磋琢磨し努力していかなければならないことを再認識いたしましたし、その責任の重大さに改めて身の引き締まる思いをしております。そこで、市民の負託にこたえ、市民の代弁者として、市民の目線で3つの課題について通告に従い一般質問を行います。市長初め理

事者におかれましては、簡潔明快で誠意ある答弁をご期待申し上げます。

最初の質問は、風間浦村との合併問題についてであります。この件については、一昨々日の澤藤議員の質問と重複しておりますが、私なりに感じたことを申し上げ、質問させていただきます。

私は、前回の定例会で風間浦村との合併に対する対応策を求めましたが、それに対し市長は、村民全体の意識の高揚と議員の意見の集約が大前提であるとの答弁をしておりますが、その後風間浦村議会は住民投票条例を決定し、今月7日、本市との合併の賛否を問う住民投票が行われました。その結果、どちらにしても僅少差ではないかとの大方の予想に反し、252票差の大差で単独での道を選びました。この住民投票に当たり村民は、本市旧町村住民の合併以降の旧町村の状況を見たり、聞いたり、感じたり、また地方交付税の削減が続き、厳しい財政事情にありながらも、本年4月から少子化対策事業として医療費無料制度を中学校入学前までの拡充実施や、母と生計を同じくしていない児童を養育している父、またはその児童を養育している養育者に対して母子支援金制度を創設した佐井村などさまざまな形で受けとめ、それが投票行為に作用したこともこのような結果を生んだ一因ではないでしょうか。したがって、繰り返しになりますが、今後の市政運営に当たっては、公正公平で旧町村を含めた均衡ある発展と市民本位の市政確立に、より一層意を注いでいかなければならないことを再認識した次第であります。

住民投票の結果を受けた風間浦村の行政、議会は、本市との合併を断念し、横浜村長は8日、宮下市長を訪れ、住民投票の結果を報告したとの報道がありますが、市長は今回の住民投票結果にどのような感想をお持ちになったのかお伺いいたします。

次に、観光振興対策について伺います。この課題について私は、平成18年9月開催のむつ市議会第189回定例会で一般質問しておりますが、本市はもちろん、下北半島全体の将来にとって重要な課題でありますので、再度質問をさせていただきます。

その第1点目は、観光振興に対する基本姿勢についてであります。本市は、昨年3月、むつ市長期総合計画を策定し、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを基本方針に、5つを施策項目とし、その一つに観光振興を掲げ、広域周遊型観光の形成と第1次産業との連携を柱に主要な計画を示しておりますが、平成22年の新幹線七戸駅と新青森駅開業を間近に控え、いまだ具体的計画が進んでいないように見受けられます。観光産業の振興は、本市はもちろん下北半島全体の発展に欠かすことができない重要な課題であると認識することから、改めて観光振興に対する基本姿勢と市長の決意をお聞かせ願います。

第2点目は、下北半島を丸ごと売り込むため、観光振興対策委員会、仮称であります。この委員会を設置する考えがないかお伺いをいたします。

宮下市長が会長を務めている下北観光協議会が7月から下北の観光地をめぐるルートバスの試験運行を始めるとの新聞報道がありました。これは、むつ市議会第189回定例会で私が質問した下北半島一体の観光振興体制の構築の求めに鋭意検討していただいた具体的施策の一環ではないかと受けとめ、うれしく思っておりますが、ぜひ本格運行に結びつく結果を出していただければと大いに期待しております。

ご承知のように下北半島は、海あり山ありの美しい自然環境豊かな風光明媚で人情味にあふれ、またそれぞれの地域が特徴ある観光資源を有しておることから、本市の観光振興には下北半島を丸

ごとに売り出すことが大切ではないでしょうか。したがって、行政、関係業界で組織されている現在の下北観光協議会、このメンバーに学識経験者、NPO団体、市民などを加えた半島全体の産・学・官・民が同じテーブルに着き、さまざまな課題や対策について検討する、仮称であります。下北半島観光振興対策委員会を設置し、パブリックコメントなど幅広い角度で検討実施すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

第3点目は、宿泊予約案内の検討状況についてであります。このことについて私は、平成18年9月のむつ市議会第189回定例会の一般質問で、半島全体の宿泊予約も案内できる総合案内窓口設置を求めたのでありますが、当時の杉山市長は下北観光協議会の事務局はむつ市の経済部であり、経済部に大いに努力してもらって、できるだけ早い時期にそういうご案内ができるようにしむけていかなければならないとの答弁でありました。それから満3年を迎えようとしている現在まで実現に至っていません。そこで、これまでの検討経緯と今後の見通しについてお伺いいたします。

第4点目は、東北自然道、薬研遊歩道の整備についてであります。この課題についても観光振興への思いが同じことから、澤藤議員の質問と重複しておりますが、ぜひ対策を講じてほしいとの思いから質問させていただきます。

東北自然道は、新奥の細道として国の施策により大畑地区にも設定され、全長9.3キロで、うち5.3キロが薬研渓流遊歩道として観光客の散策に供していますが、県が奥入瀬渓流沿いでの災害発生を契機に、類似災害防止対策として平成19年5月に各自治体に遊歩道の総点検を指示し、市は点検の結果を県と協議し、薬研橋から糸魚淵砂防ダムまでの約1キロを落石の危険があるとの判断から通行どめをし、現在もそのままになっております。薬研を訪れる観光客のほとんどは、新緑や紅

葉などの自然を求めて訪れており、遊歩道は自然景観を満喫していただく大事な観光施設の一つであります。したがって、何らかの危険防止策を講じ、通行可能とすべきと考えますが、今後の対策についてお答え願います。

最後の質問は、臨時職員の雇用についてお伺いいたします。本市は、平成11年度に赤字解消計画を策定し、平成23年度末赤字解消に向け歳出削減に鋭意努力を続けているさなかであります。そのうち人件費の削減額が平成17年度の財政効果額3億860万円のうち人件費が2億3,721万円で77%を占め、平成18年度では財政効果額5億9,433万円のうち、人件費が3億1,353万円で53%、平成19年度の財政効果額7億3,000万円のうち人件費が4億3,612万円で60%を占めるなど、人件費削減が歳出削減に大きく貢献している実態にあります。これは、集中改革プランでの事務事業の見直し効果もあると思いますが、私はその陰で臨時職員の方々の努力と犠牲を忘れてはならないと思うのであります。

世界的規模での大不況の影響から、昨年末に契約社員、派遣社員など、いわゆるワーキングプアと言われる非正規労働者の雇用切れ、派遣切れなどが問題となりましたが、幾ら臨時職員とはいえ、一定の労働条件は確保する必要があると思うのであります。そのような観点から、以下5点についてお伺いいたします。

第1点目は、市は平成17年度から平成21年度までを期間とした行政改革大綱、行政改革実施計画、集中改革プランを策定し、平成23年度赤字解消計画ともリンクさせ、その中で職員の削減数は53名を見込んでおりますが、これまでの職員削減実績と臨時職員の雇用実績、非正規化率と今後の行政改革見通しについてお知らせ願います。

第2点目は、臨時職員はあくまでも常勤職員の仕事を補佐する役割任務にあると理解いたします

が、このことについてどのような見解を持ち、実態をどのように把握しているのかお聞かせ願います。

第3点目は、臨時職員の賃金は毎年年度当初に決定しておりますが、決定に当たり何を要素にしているのかお示し願います。また、全国の自治体で非正規職員が安上がりな労働力とみなされ、酷使されています。そして、非正規職員を思いやることなく財政再建の論理を優先させ、歳出削減が進んでいると評価する意見が目立っております。しかし、人を大切にしない組織はいずれ疲弊し、ひいては公共サービスの質の低下につながり、市民生活に悪影響を及ぼしかねません。人が組織をつくるという視点で非正規職員にそれ相応の待遇を保障するような政策的判断が迫られております。もっとも自治体の仕事は、常勤職員が担うことが原則ですが、少なくとも臨時職員が自分の仕事にやりがいを感じられるような待遇を保障しなければなりません。2008年人事院報告では、非常勤職員に対する給与指針を定めています。この指針は、自治体ワーキングプアをなくそうという世論の中、常勤職員との均衡業務を課した改正パート労働法の趣旨を踏まえ具体化したとはいえ、自治体で働く非常勤職員にも大きな影響を持つものと考えます。

まず、給与ですが、類似する職務の正規職員の初任給に地域手当や職務経験などを考慮し支給すること、また長期にわたり勤務する方への期末手当に相当する給与を支給するよう努めることとあります。したがって、今後臨時職員の賃金決定要素の見直しを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第4点目は、臨時職員に対する通勤手当であります。人事院は、厚生労働省調査でのパート労働者の7割に支給されていることを挙げて、通勤手当が実費弁償的性格の手当であることから支給す

るとしております。市は、民間の状況をどのようにとらえているのか、また今後支給に向けた検討をする考えがないかお伺いをいたします。

第5点目は、集中改革プランでは、33施設の指定管理と第三セクターの抜本的な見直しを計画しておりますが、計画に対する実績数値内容とこれまでの間指定管理及び業務委託を導入した施設、事業の運営に従事している労働者の雇用条件や人数を把握しているとすれば、その内容と改善事項があれば今後の対応策を含めお示し願います。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、風間浦村との合併問題についてのご質問にお答えいたします。住民投票結果についての感想については、澤藤議員のご質問にお答えしたところではありますが、今回住民投票が行われた経緯、またその経過を思うにつけ、私は今の地方行政を取り巻く環境が、かくも急激に厳しい方向へ変化しつつあるのだということについて、改めて思いをはせております。

風間浦村は、むつ下北8市町村による合併、北通り3町村による合併、そして新むつ市との合併と、短期間のうちにその方針が目まぐるしく揺れ動きました。今後単独の自治体として経営していくのは難しいという状況の中、単独か合併かという、その将来に向けた迷いが長引いたことは自治の根本にかかわるものであるだけに、行政、議会にも、そして何より住民にとって大変不安定な状況であったと推測せざるを得ません。

平成の大合併が国の主導のもと、財政的な危機感をあおりながら、基礎自治体としての規模を問題として多くの小さな自治体を追い詰める形で行

われた観は否めないところであります。来年3月末の新合併特例法の期限切れとともに、市町村合併も完全に一段落するでありましょうが、この合併により地方が得たものが何であったか、それぞれの地方がさらなる地方分権の進展に伴って今後どういう方向に向かわねばならないのか、まだ確たる地方自治の方向性を国も示し切れないし、地方も見出しがたい混沌の中にあると言っても過言ではないと思います。そういう大局的なうねりの中にありながら、合併5周年を迎える新むつ市が基本的にとるべき道は変わりません。それは、足元をしっかりと見据えた地域に根差した行政であります。地方自治法では、地方自治の本旨を住民の福祉の向上としています。

福も祉も幸せを意味します。住民の福祉の向上とは、住民を幸せにするという重い責務をうたった言葉であります。私は、就任以来一貫してその地方自治の基本を念頭に、まちづくりの主役は市民という政治理念のもと仕事をさせていただいてきたつもりであります。地域住民の声を聞き、政策に反映させ、地道に満足度を高める努力をしていくこと、そしていつの日か日本のむつ市として周りの町村の住民が合併したいと思うまちづくりとしていくことが私に課せられた大きな責務であると思念しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

質問事項の2の観光振興対策について、まず第1点目の観光振興に対する基本姿勢についてであります。私どもは、昭和43年7月22日、下北半島が国立公園として指定されたことを契機に、同年8月1日に行政、交通関係者、観光物産関係団体で構成する下北観光協議会を組織いたしております。この協議会は、それまで市町村単位で行われていたイベントや観光案内冊子発行など、市町村の垣根を取り払い、下北半島を一体として取り組み、広域的観光の振興を図るために組織されたも

ので、私自身も下北は一つとの思いで事業に取り組んでいるものでございます。

この下北観光協議会では、平成19年から新幹線の新青森駅開業までの5年間は広域周遊型観光の実現のために周遊ルート整備、情報発信、資源開発と新幹線対策、そして受け入れ態勢整備の4つの柱を掲げて活動を行っており、それぞれの主な事業はぐるりんしもきた観光ルートバスの試験運行事業、ホームページのリニューアル事業、菅江真澄によるしもきた歴史街道再発見事業、食さまいラリー事業など平成22年新幹線の（仮称）七戸駅と新青森駅開業をにらみ、下北半島全体の観光振興を目的とした事業を進めているところであります。

ご質問の第2点目、半島全体の産・学・官・民合同の観光振興対策委員会を設置する考えがないかというご質問であります。目時議員の意図されるところは、それぞれの分野が力を出し合って、幅広い角度から検討し、より効果的でフットワークのよい組織の構築を目指そうということであろうかと存じます。先ほどご説明申しましたように、下北の観光に関しては、下北観光協議会がその一端を担っており、事業によっては学識経験者を加えてのワークショップの開催や、NPO団体とのタイアップ事業など必要に応じて小回りのきく会合を持ちながら幅広い角度から検討を加え、事業に取り組んでいるところであり、今後も産・学・官・民それぞれとの連携を図りながら、下北観光協議会の機能強化と活性化を進めていくべきものと考えております。

ご質問の第3点目、宿泊予約案内の検討結果はとのご質問ですが、平成17年、むつ市議会第189回定例会で宿泊客からの予約状況への問い合わせに対し、総合案内窓口を設け対処できないかというご質問がなされ、これに対し、この機能をどこが主体的に実施すればよいのか、なかなか難しい問

題がございますし、宿泊関係者との調整が必要になり、観光者と連携を密にして取り組んでいきたいとお答えいたしましたところであります。

空室情報等の提供について、関係者の取り組みを調査したところ、現在オフィシャルサイトで情報が得られるのはまだ数カ所でございますが、むつ来さまい館では、市内のホテルと一部の旅館、民宿、風間浦村のホテル、旅館の一部についてはその月の空室情報を提供いたしております。この情報をポータルサイトを運営し、日々空室状況を確認できるようになれば利用者の利便性は向上するものと考えられますが、現在宿泊事業者のサイトにゆだねられているものを、総合的な玄関口となるサイトをつくり、その運営を市等の公共団体が行うことはなじまないのではないかと考えております。

また、現在は旅行をご商売にしている旅行業者や雑誌、マスコミ系情報サイトでも相互リンクがかなり行われ、空室状況を確認できる場面が多く見られるようになっており、時代とネット環境の変化によって将来的にはポータルサイトはなくてもお客様のニーズに合ったものが構築されていくのではないかと考えております。しかしながら、ホームページの制作や運営する場合の後押しはできるものと考えており、引き続き調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、東北自然道の一つとなっております薬研遊歩道の整備を急げについてのご質問にお答えいたします。平成19年5月から通行どめにしております薬研橋から糸魚淵の区間につきましては、議員ご指摘のとおり、緑と自然が融和して空気がおいしいと観光客に親しまれている場所でございます。通行どめに至った経緯につきましては、県から意見を伺ったところ、落石範囲が広範囲で歩行者の安全が保障できないと判断されたことから、

人命安全を第一義に考えましたことによるものです。

今後の対策といたしましては、のり面工事専門業者がコンサルタントに調査をお願いし、後にこの区間が県道4号線沿いであり、また国定公園の特別区域に指定されている場所でありますから、県の関係各課との協議を持ちながら進めていく必要があるかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、非常勤、臨時職員の雇用についてのご質問にお答えいたします。まず、職員数に関しまして、今後の見通しについてであります。今後も数年間、定年退職者は30名から40名前後の人数で推移してまいるわけではありますが、定員管理あるいは財政運営上の観点からは、引き続き退職者の一部不補充を実施せざるを得ない状況にありますことから、職員数は今後とも減少傾向をたどることになります。その分臨時職員に手助けしてもらわねばならない部署も出てくるのが予想されますので、臨時職員が増加することは否定できないところであります。今後は、類似団体の状況も考慮しながら、今年度末をめどに策定予定の新たな定員管理計画により、適正な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、集中改革プランにおける職員削減実績と臨時職員の雇用実績及び非正規化率につきましては、総務部長より答弁いたします。

次に、臨時職員の役割、任務についてであります。事務補助として任用される臨時職員については、あくまでも臨時的に常勤職員の業務を補助するものと認識しておりますが、多様な住民ニーズに対応した、より質の高い効率的な行政サービスの実現に資するため、特定の学識や経験を有する、より専門性の高い業務については非常勤職員として任用されるものであります。その専門性から、事務補助として任用される臨時職員より業務

のレベルは高くなるかと考えますが、この場合においても常勤職員の業務を補完するものであり、常勤職員が業務を組織的に管理監督していかなくてはならないと考えております。

次に、臨時職員の賃金の決定方法についてであります。これは国の人事院勧告及び県の人事委員会による勧告の状況、また県内他市の状況を参照しながら決定しているところであり、具体的には前年度の賃金単価をベースに給料表の改定率を目安に算定しているところであります。

なお、賃金の状況につきましては、総務部長より答弁いたします。

次に、臨時職員に対する通勤手当の支給についてであります。新たな財政需要を伴いますことから、財政状況等も見きわめる必要はありますが、実費弁償的性格を有するものでありますことから、今後の課題として総合的に検討してまいりたいと考えております。

職員の減少が見込まれる中、市民サービスの向上を目指すには必要とされる人材の確保が不可欠であり、その中においては補助的な業務を担う臨時職員や学識や経験を有する非常勤職員の役割は欠かせないものになるかと存じます。これらの職員が誇りと責任を持って職務に従事できるよう、勤務条件や職場環境を整えていくことも必要な要素であろうと認識しております。

通勤手当については、ただいま申し上げましたとおり、今後の課題といたしましても、待遇改善の一つとして本年度から臨時職員の健康診断を公費で実施することとしたところであります。非常勤、臨時職員の任用のあり方につきましては、昨年度国の研究会による報告書が提出され、これを踏まえ、総務省より報酬や休暇等の勤務条件及び任用根拠等の考え方が示されたところであります。本市といたしましても、これらをもとに検討を重ね、市民サービスに必要とされる人員の確保

を念頭に適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市の施設の指定管理、業務委託等の労働者の雇用条件や人員数を把握しているのかのご質問にお答えいたします。現在むつ市の公の施設として条例で定めている施設は181施設ございます。そのうち指定管理制度を導入している施設は、平成20年4月1日現在で55施設となっており、集中改革プランで計画いたしました指定管理者制度の導入目標につきましては、十分達成されているものと考えております。

また、指定管理者制度につきましては、平成18年度から導入を始め、平成20年度までの3年間で2億2,672万2,000円の経費が削減され、施設管理の事務に係る勤務時間の削減数を人的効果として換算いたしますと、正職員が8人、臨時職員が26人で、34人分の削減効果があったと考えております。

次に、第三セクターの抜本的な見直しについてのご質問であります。平成19年3月に当市の行政改革推進本部において、第三セクターに関する指針を策定し、この指針に基づき財団法人むつ市教育振興会並びに社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に対し経営改善計画、内部点検評価表等の提出を求め、第三セクターの効率的な運営に関し指導調整を行っているところであります。

第三セクター側におきましても、経営改善計画に基づき、現在までに退職者の一部を不補充とし、臨時職員等での対応や役員構成の見直しによる人件費の縮減、外部監査を導入し、団体運営の透明化を図るなどの改革を行っているところであります。

次に、指定管理者等が雇用している人員及びその雇用の条件等の把握についてのご質問であります。指定管理者側から申請時及び年度当初に施設の運営に係る経費等を積算した事業計画書が提出されておりますので、その中で正職員、臨時職

員等の雇用状況について、その施設を所管している担当部局において把握されているものと考えております。

また、年度終了後、指定管理者へは事業報告書の提出を義務づけております。所管部局において計画書と報告書を比較精査し、極端に経費が違っていたり、不明瞭な内容があった場合は調査を行い、適正な運営を行うよう指導を行っております。この点につきましても十分な対応がされているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 非常勤、臨時職員の雇用につきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、平成18年3月に策定されましたむつ市集中改革プランにおける定員管理の数値目標に対する実績についてであります。計画では平成17年4月1日現在の職員数698名を平成22年4月1日時点において645名に削減するものであったわけですが、平成19年4月1日現在における職員数は669名、平成20年4月1日現在では637名となっております。既にこの時点で目標が達成されているところでございます。ちなみに、平成21年4月1日現在では、さらに減員となりまして、609名となっているところでございます。

年次ごとの計画と比較してみますと、平成19年度では計画を14名、平成20年度では35名下回っている状況でございます。平成21年度では48名下回っているという状況でございます。これに対しまして、臨時職員の雇用につきましては、過当たりの勤務時間が30時間以上のいわゆる常時雇用する者の人数は平成19年度254名、平成20年度は243名となっており、およそ4分の1程度が非正規職員となっております。ちなみに、平成21年度、今年度につきましては、まだ正確な数値が出ておりま

せんが、定額給付金等の事業がございまして、昨年度、前年度よりは若干ふえている状況でございます。ただし、このうち自動車運転手、調理員等の技能職を除く事務的な業務の補助として任用される職員数は40名前後となっております。

次に、賃金の決定要素に関してでございますが、これまでの改定状況は事務補助の臨時職員を例にとりますと、平成11年度に月額5,680円、時給にいたしますと710円と増額改定いたしました。平成16年度からは人事院勧告の職員のベースダウンによりまして月額5,600円、時給にいたしますと700円に減額改定され現在に至っております。

また、非常勤職員につきましては、職員に適用される給料表の初任給をもとに、その専門性を考慮した報酬月額を決定しており、臨時職員と比較すると高く設定されているものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 再質問させていただきたいわけですが、1点目の合併の感想についてご答弁をいただきました。足元を見詰めて地域に根差した市政運営をしていきますと。このことについては、宮下市政の原点だというような意味での答弁でありまして、そのことについては意を同じくして、一生懸命またこれからも頑張りたい、このような思いをしているわけでありませぬ。

しかし、平成21年度、今年度までの期間、平成17年度から計画されている過疎地域自立促進計画、今年度が最終年度であります。このことについては、前の一般質問の中で国のこの時限立法は引き続き法案化、法制化されるのではないかと、こういう期待をしているというような答弁でありました。この進捗率というか、今年度最終の中で、川内、大畑、脇野沢のそれぞれの地域の過疎債をもとにしたというか、この過疎地域自立促進計画、

なかなか進捗率は上がっていないというふうに見ざるを得ないわけであります。そういうようなことから、先ほどの答弁を具体的に生かして、均衡ある発展をこれからも続けていく努力をぜひとも重ねてお願いをしておきたいと思っております。そういう意味では、要望になろうかと思っておりますが、お願いをしたいわけであります。

2点目の観光振興対策であります。先ほどの市長答弁の中で、私が仮称として観光振興対策委員会、これについては現在の下北観光協議会の中でそれぞれの団体なり学識経験者等々も課題によっては意見をいただきながら、その中で検討してきていると、このようなことであります。そういう意味でありますから、この下北観光協議会の機能を市全体の意見を網羅した協議会に、より一層努力をして市民全体の観光に対する施策にしていただけだと、このように思っていますから、このことの充実をより一層図っていただきたい、このように思います。

宿泊予約の関係であります。先ほどの答弁からしますと、行政として予約をできるというようなことは考えていないという趣旨の答弁でありました。私が聞きたいのは、これまでの下北観光協議会の中で、この宿泊予約や宿泊案内等について議論をしてきているとすれば、その内容についてお聞きをしたいと思っておりますし、前の一般質問の中での市長答弁との兼ね合いをどのように認識しているのか、再度お聞きをしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 宿泊の状況、情報を伝える手段というふうなことでのお話でございますけれども、現在かなりインターネットの中で、例えば下北観光協議会のホームページを見ますと、「宿泊」というふうな画面があります。それをクリックいたしますと、ホテルだとか旅館だとか、そしてまた組合だとか、そういうところに入り込める

ような形になっております。ですから、行政がそういうふうな場面をつくるのではなくて、下北観光協議会、またそれぞれの宿泊事業者がさまざまな情報を伝えていくというふうなやり方のほうが、今ネットの進んでいる社会の中では県外の方々がホームページから入った場合、非常に見やすいのではないかと、私はこのように思います。「むつ市」のホームページを開き「観光」に入り込みますと「下北観光協議会」、そして「下北観光協議会」に入りますと「宿泊」というふうな形で、さまざまな情報が、その段階で多く見られるというシステムのほうが私はより効果的なものではないかと、こういうふうに思います。

例えば私自身が県外にプライベートで旅行に出かける場合、どういうふうな宿泊のとり方をするかといいますと、やはりその近くのホテルに入り込んでいって宿泊状況を見て、ネットで予約をするというふうなのが非常にはっきり言って安上がりな部分、また早く手続きができるというふうな部分、そしてそこに入り込むには、その周辺の環境もそのホームページを通じてよく見ることができるといふような部分がありますので、私はその意味からして、議員ご指摘のように、またお話しのように、下北観光協議会、その部分でのより充実したホームページ、そしてまた利用しやすいようなホームページ、そういうふうなところで対応をしていきたいと、このように思うところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今の市長答弁については、私もネットで見ているのでありますが、下北全体の宿泊を案内できると。ネットで入っていくと、案内ももらえるところは、ホテルとか限られております、実際的には、民宿とか小さなと言えはあれですが、旅館とかは、ネットでわからない部分とい

うのが現在はほとんどであります。そういうようなことで、そこをフォローアップできるような形で下北観光協議会なり観光の案内の中で予約も案内できると、このようなことをより今後研究をしていただければということをお願いをしておきたいと思います。

さて、遊歩道の関係であります。先ほどの答弁の中で、通行どめを解除できるような形で危険防止策を検討していくと、その中では関係機関とも協議をしていくということですが、速やかに検討するというふうな受けとめをしていいのかわか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（榎引恒久） 遊歩道の通行どめ解除につきましては、観光客の方々初め地域事業者の方々等からの要望等もございますけれども、まずは安全第一に検討していかなければならない。それから、関係する道路といいますが、県道5号線、これらの整備とあわせた形でり面と一体的な整備を進めなければ、遊歩道のみでの整備では済まないといった観点もございますので、それらも含めて県当局とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 先ほどなぜ速やかに検討するのかということでは聞いたのは、実はこの奥薬研までの遊歩道、実際私は先般歩いて見ました。実はびっくりしたのです。うぐい滝の近辺の遊歩道、あそこはホテルニュー薬研からちょっと上のほうですが、すごく景観がいいところで、景観がいいところありますから、一服をしてくださいというような意味でヒバのベンチが5カ所か6カ所くらいその林の中に設置をされています。びっくりしたというのは、コケが生えて腐って、観光客があそこを通ったときに、何だ、この施設はと、こういう思いをするのは私だけではないのではな

いかと実はがっかりしたのです。ということは、この遊歩道についても、通行どめをしていれば、あとはそれでいいという考え方をしているのではないかと理解していないつもりであります。この中でベンチを例に挙げました。速やかに観光施設について、観光客に来ていただいてありがとうございます、満喫をしてくださいというような、こういうお出迎えのできるような形で施設の点検をして、速やかに検討していただきたいということを、これは重ねてお願いをしておきたいと思います。

時間がありませんから、非常勤職員、臨時職員の雇用の関係で1点だけ再度お聞きをします。先ほどの市長答弁の中で通勤手当については、実費支給という方向で財政状況も見きわめながら総合的に検討していくという趣旨の答弁でありました。私は、具体的に来年度に向けて通勤手当について検討していくのかどうか、この辺について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総合的に検討を進めていくということではございますので、来年度からとかというふうな善意な解釈はなるべく避けていただきたいと、このように思います。しっかりと総合的に検討を深めていくということでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 市長も認めているのは、通勤手当は実費弁償的なものだ。私は、これは検討を急いでというか、真剣に検討してほしいなと思うのです。というのは、例えば市の本庁の事務職の募集をしたと。一番市のエリアで遠い脇野沢の市民の方が応募するということ、通勤に要する費用がかかるから、この賃金では応募しかねるなど、こういう状況が現実でないのか、置かれている状況から。やっぱり私は基本的に機会均等、こうい

うことで市が募集をしたときに、市民だれしものが応募できる対応ということを行政としてつくるべきだ、このように思うのです。そういう意味では、この通勤手当の部分について、特に本市は行政面積が県内で一番でありますから、ということは、距離もそれだけ県内では屈指の市であります。こういう状況も含めて見た場合に、実費弁償的な、この意味合いも含めたときに、ぜひとも検討をするべきであるという考えを持つわけですが、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもご答弁をいたしましたように、新たな財政需要を伴い、そしてまた財政状況も見きわめなければいけない、こういうふうな部分があります。しかしながら、実費弁償的性格を有するものだと、今後の課題として総合的に検討していきたいというふうなことでとどめさせていただきましても、ただこの部分におきましては待遇改善、これを全くしていないというふうなわけではございません。先ほど壇上でお答えいたしましたように健康診断、これを公費で実施するとか、さまざまな手法をこれから考えて実施をしている部分もありますし、今後それに向けて総合的な検討を深めていくということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 通勤手当の部分については、市長のきめ細かな検討というか、実施に向けた前向きな検討をご期待申し上げて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時07分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第200回定例会に当たり、通告に基づき質問をいたします。

第1は、基幹産業である森林の振興についてであります。この課題につきましては、平成17年9月定例会でも取り上げ質問いたしました。また、平成18年6月定例会においても同僚議員もただしています。

ご承知のように今地球温暖化対策は、経済や社会、政治のすべてに及ぶ総合的な課題として、将来の社会のあり方にかかわる根本問題となっております。この温暖化対策を地域においても総合的な戦略、政策の重要な一環として位置づけることは極めて大きな意義を持つものであります。この点で森林の持つ多面的機能性は申すまでもありません。すなわち、環境、エネルギー、地域振興、雇用、そして農業、漁業振興など有機的に結びつけて確立することは第1次産業のかなめをなすものであります。これらのことから、むつ市長期総合計画で位置づけている森林の主要計画の取り組み状況についてお尋ねいたします。

第1に、市有林の整備状況について、第2に、地元産材を利活用しての集成材及び環境問題に対応するエネルギーでもあるペレット燃料など、付加価値をつける工場の誘致など、資源を生かした取り組みの方策について、第3に、林業振興に関する多面的な施策を講ずることを目的とした何らかの専門的委員会を設置して取り組むべきと考え

るが、これらについて答弁を求めます。

次に、保健事業の一環としての基本健康診査の受診率向上対策について質問いたします。市民の基本健診の受診率は、平成17年度から平成19年度の数年の推移でも県平均の受診率よりはるかに低下しているのが実態としてあります。この健康診査受診率の低下については、平成20年3月、市の保健福祉部健康推進課発行の「健康むつ21」の中間報告の中でも指摘されております。同時に、その対策方についても述べています。それは、1つに、未受診者への受診勧奨の強化を上げています。2つに、より利用しやすい健診体制整備を進めることが急務であるとしています。この中間評価の指摘からしても、方策として、1つに、地区集落ごとのきめ細やかな健診の実施を図る必要があること、2つに、受診時間を早めるなど、旧川内町で言えば、いずれも合併前の体制に戻すことが受診率の向上につながり、保健事業の推進になると思うが、こうした体制方についてご答弁を求めます。

質問の第3は、観光振興対策に関してであります。川内町八景の一つに畑地区の入り口とも言うべき場所に高倉山があります。この高倉山の雄姿については、川内町初代村長であった津田永佐久が1882年、今より117年前の明治15年、湯野川温泉に湯治した際に記した「遊浴日記」で知られています。さらに昨年、市教育委員会川内庁舎教育課により冊子も作成され、マスコミでも報道されるなど注目も集めているところであります。

津田永佐久がその「遊浴日記」に川内八景のうち高倉山の真景と称し、漢詩と戯画を記しています。元川内町教育委員長の小林健三郎氏の解説によれば、「数々の山や岳の峰々を稜線で結ぶ終着地が高倉山で、盆地の入り口に位置する。川内川の岸辺に孤高としてそびえる岩山の景観は、獅子頭の造形にすぐれている。四季折々の雄姿は厳し

く、川内八景の誘引でもあろう」、このように訳しています。中腹を8本の縦峰が通り、頂上近くは見る人や角度によってはさまざまな物体に見えることから、静かなブームともなっているところでもあります。しかしながら、この山が県道と川内川河川の間には植林された杉林に遮断され、その圧巻勇壮な姿を間近に見ることができない現状にあります。

観光振興及び地域の活性に寄与する一環として、景勝地の掘り起こしと復活が強く望まれているところでもあります。同時に、杉林が陰となり、春先に道路の雪も溶けにくいいため、アイスバーンによる交通事故も多発する原因ともなっています。

これらのことから、森林管理署側とこの杉林の伐採の協力方について要望、折衝していただき、名勝地景観の整備に取り組んでいただくことを強く要請するものであります。

以上、前進的かつ誠意あるご答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

質問の第1点目は、第1次産業の振興についてであります。工藤議員ご承知のとおり、森林は木材の生産はもとより、水源の涵養や国土の保全、生物多様性の確保など、さまざまな恵みを与え、最近では地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する役割が世界的に注目されておりますが、森林づくりの基本となる木材生産は、海外からの安価な木材の輸入に押され、価格は長期的に低迷し、林業経営を圧迫している状況にあります。

ご質問の市有林の整備状況の実態については、担当部長から答弁いたします。

森林は、先人が営々と植林し、育てた将来の世

代へのかけがえのない財産であり、貴重な森林を健全な形で引き継ぐことは我々の世代に課せられた課題でもあります。森林づくりには、長い年月を要しますことから、今後とも直営造林事業等により計画的に枝打ち、除間伐等を実施するなどの森林整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、集成材、ペレット燃料など、付加価値をつける工場の誘致など、資源を生かした取り組み方策についてであります。集成材等高次加工については、平成20年、青森木材高次加工研究会の報告によりますと、合板や集成材といった高次加工の先進工場では販売先を確保しつつ、徹底したコストダウンを図りながら生産しており、現状では青森県は取り組みがおくれ、県内において高次加工施設を整備するリスクが大きく、これに対処したこれからの進め方については、原材料の共同生産、共同出荷体制の整備に向けて木材加工業者等の実態調査の実施、異業種との連携や県外企業との合併による生産方式の検討や、今後大量に生産される杉材などに対応して需要の高い合板や集成材製造のため県外企業の誘致を検討する等の提言がなされており、市といたしましては、木材を取り巻く情報収集等に努めながら研究を進めてまいりたいと考えております。

また、間伐材等を活用したペレットの製造工場についてであります。市内では1事業者がペレットストーブを製造している事例がございますが、ペレットの保管場所の確保や灯油に比べて割高感があること、さらにストーブが高額なことなどから、ストーブの普及が進んでいない現状にあります。

このような状況から、工場の誘致につきまして、早急に対応することはかなり難しいものがあると思われまことに、今後の課題とさせていただきますと存じます。

次に、林業振興を専門とする対策委員会の設置など、何らかを制定して取り組む考えはないかについてであります。下北流域の森林林業並びに林産流通業の活性化により産業の振興を図ることを目的として、下北管内の造林素材生産事業体、木材加工流通事業体、森林組合、市町村、森林管理署、県などの機関で構成する下北流域森林・林業活性化センター及び下北流域林業活性化協議会が活動を展開しておりますことから、市といたしましてもこれらの協議会等の活動に参画し、林業従事者等の担い手の育成確保や木材生産の低コストなど、川上対策と、地域木材の利用促進などの川下対策、さらには林業関係者のみならず、地域住民とともに森林を育てていく機運を高め、林業の振興を図る取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、保健事業についてお答えいたします前に、成人保健事業として実施しております総合健診の概要についてご説明いたします。

当市では、財団法人青森県総合健診センターと委託契約を結び、特定健診と各種がん検診が同時に受けられる総合健診を市内全域で実施しておりますが、特定健診は議員ご承知のとおり、平成20年度から実施しており、平成19年度までは基本健診と呼んでおりました。また、総合健診のほかに子宮がん、乳がん検診、肺がん検診、骨密度検診を別々の日に実施しており、日数としては合わせて52日間となっております。

委託先であります青森県総合健診センターの検診車は、県内各地に出向くことから、当市へ割り当てられた日数の範囲内で市内全域を網羅できるように1年間の日程を決めて、その配車をお願いしているものであります。このことを踏まえまして、ご質問の健診率の向上の地区集落ごとの健診の実施を図ることについてであります。合併以

前の川内地区では、現在よりも多い地区で実施されておりましたが、当時から高齢化の進行や若い方は会社で受診することなどが要因となり、各地区での受診者が減少してきたため、健診を行う地区や集落を徐々に縮小して、ある程度の受診者数が見込まれる地区以外は川内体育館に出向いて受診していただくようになり、現在に至っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ちなみに、川内地区での総合健診につきましては、最近では平成19年度は蛸崎公民館、褒川集会所で、平成20年度は宿野部公民館、褒川集会所で、今年度は褒川集会所から銀杏木公民館に移動しながら実施しており、そのほかに川内体育館で6月から9月にかけて4日間実施することとしております。

次に、受け付け時間の改善についてのお尋ねですが、合併以前は6時から受け付けをして実施した地区もありましたが、現在は委託先であります青森県総合健診センターが県内で行う健診の開始時間を7時と決めておりますことから、職員のできる範囲で受け付け時間を少しでも早くするよう努力しております。

先ほども申し上げましたとおり、今年度は6月12日に褒川集会所、銀杏木公民館の2会場で実施いたしました。青森県総合健診センターの特別のご配慮により、6時から受け付けを開始することができましたが、特例中の特例と伺っております。

また、日程につきましても、農家の多い地区での健診は農繁期を避けるなど、各地区の実情を考慮し、多くの方が受診できるような対応の健診が重要であると考えております。

工藤議員ご指摘の点も踏まえまして、市民の健康増進のためにも市全体の健診率の向上が図られるよう今後も青森県総合健診センターと協議を重ねながら進めてまいりますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

次に、観光振興対策についての名勝地整備と地域の活性についてお答えいたします。川内町畑地区において古くからその雄姿が地域の名勝として知られてきております通称高倉山の景観に係る整備についてのご質問であります。工藤議員のご質問の中にもありましたように、川内村初代村長でありました津田永佐久氏の「遊浴日記」に高倉山の雄姿が記載されているところでございます。現在ではその雄姿が畑地区中央部からは以前と変わらぬ眺望として得ることができるものの、近くを通る県道からは樹齢約40年の杉の人工林に妨げられ、その一部分を見ることしかできない状況にあります。以前は身近に見ることができた景観を再現することは地域の観光振興の一助となり、活性に資するものと思っております。

近くからの眺めの支障となっております立木の伐採につきましては、地域管理経営計画及び国有林施業計画との兼ね合いがございますので、それらとの整合性も念頭に入れ進めていかなければなりません。当該杉の管理者であります下北森林管理署と協議し、自然環境に配慮しながら協力要請を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 第1次産業の振興について、市長答弁に補足説明させていただきます。

市有林の整備状況の実態についてであります。むつ市市有林はむつ地区368ヘクタール、川内地区1,470ヘクタール、大畑地区72ヘクタール、脇野沢地区282ヘクタールの合計2,192ヘクタールでございます。このうち市が直接管理する森林は、むつ地区約28ヘクタール、川内地区約942ヘクタール、大畑地区約52ヘクタール、脇野沢地区約19ヘクタールの合計約1,041ヘクタールとなっております。戦後の木材需要が活発となり価格が安定

していたころに植林を行ったものであります。

市が平成17年度から平成20年度までに枝打ち、間伐などの施業を実施した面積は、川内地区の164ヘクタールでございます。これ以外の市有林につきましては、これまでの施業実施状況や生育に合わせて今後の施業を計画的に実施することが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 今の経済部長の答弁にありますように、旧川内町が146ヘクタールこれまで整備に取り組んできた。旧むつ市、旧大畑町、旧脇野沢村では余り取り組みが見られないというふうに私は受けとめました。国あるいは県で進めてきました補助事業、これは今後とも大いに推進してってもらいたいというふうに思うわけですが、私が特に強く求めているのは、合併になって、旧むつ市の141倍の面積が公有林になったわけです。そのうちの8割を旧川内町が所有しておったわけです。したがって、市独自の循環型のいわゆる森林の事業といいますか、雇用を含めた、そういうやっぱり施策に取り組んでいかなければだめではないかという気がします。

特にいろいろあるわけですが、合併して私特に感じるのは、やはりこの第1次産業、林業、農業、漁業もそうですが、非常に旧むつ市は弱いのではないかという気がしておるわけです。そういうわけで、ぜひこの点では力を入れていただきたいし、その点について再度市長の決意も伺いたいし、何よりも常日ごろ市長は「むつ市のうまいは日本一」だと、これを進めるということを行っているわけですから、海産物であれ、農産物であれ、林産物であれ、これを文字どおりうまいものにするというのであれば、その根幹にある森林、これをやっぱりきちんとしていく必要があるのではないかという気がいたしますので、その辺との

絡み合いも含めまして、独自の体制をとる必要がないかどうか、市長から改めてご答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第1次産業は、私はしっかりと取り組んでいるつもりでございますし、またこれから国の礎をつくっているのが1次産業であると、このような私は認識をしております。農業、漁業、林業、この部分において、私は「むつ市のうまいは日本一」、これは食べるもの、食の部分について非常にちょっとウエートが重いかなと、こんな今思いをして、工藤議員の発言の趣旨の中で感じたところでございます。やはりこの林業については、国土の保全、そして水源の涵養、そういう意味からして、これから今一番世界的に注目されているCO₂の削減、そういうふうなものの受け皿として、この林業についてはやはり基本的に我々しっかりと取り組まなければいけないし、環境問題からいたしますと、きょう午前中にお話をいたしましたように、環境は次世代からの借り物であるという観点、これをしっかりと我々が次の世代にこの森林、これを伝えていくにはどういうふうな対策をとっていかなければいけないのかということを考えていかなければと、このように思うところであります。そのためにも、下北流域森林・林業活性化センターとか下北流域林業活性化協議会、こういうさまざまな組織が現在あるわけでございますので、その会議の席上、私も大いに発言をしていかなければいけませんし、またそういう意識を行政自体も持つというふうなこと、しっかりとっていきたいと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 私冒頭に集成材あるいはペレット燃料、こういう付加価値をつける工場誘致問題をお尋ねいたしました。確かに非常にストーブ

については値段が高いだとか、難しい問題があることは私自身も承知しております。しかしながら、冒頭にも言いましたように、杉山前市長は、しっかりとこの工場の誘致にも取り組んでいきたいと、こういう前向きな答弁をなさっておりますので、ぜひそういう部分を継承しながら、研究して取り組んでいただきたいということを述べさせていただきます。

なお、ついでにこれから8月にかけてクマによるヒノキ、ヒバ、杉のいわゆる皮はぎといいますが、クマが子に樹液をなめさせるためにということで、被害がどんどん拡大していきます。そして、それが終われば畑作への食害ということになっていくわけです。先般、全般的ではないでしょうけれども、実施したように伺っておりますので、担当のほうからその実態についてご説明願えればというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） クマの皮はぎの問題は、私が就任して間もなくさまざまな林業関係の方々から、また森林をお持ちの方々から非常に困っているというふうなお話を多く聞かされました。そこで、部といたしましても、また県と、そしてさまざまな団体と協議をしながら、先般6月11日付に報道されましたように、さまざまな手法で今実験的な対策に取り組んでおります。その内容等については、担当からお答えをいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 工藤議員のクマの皮はぎによる被害についてのご質問にお答えいたします。

クマは、冬眠中に消耗した体力を回復させるため、春から初夏にかけて大量にえさをとる行動をし、季節によって食べ物が変わり、特にトウモロコシ類やクリなどの農作物が好物とされ、これらの作物が実を結ぶ季節には大きな被害を与えてい

ることや、農作物管理に従事する農家の人的被害が発生するおそれもあることから、市ではこれまで人里に出没し、農作物に被害を与えているクマをやむを得ない措置ではありますが、駆除する方法をとってきたものであります。

一方、植林された木の皮をはぐ被害は、古くから知られておりましたが、近年これまで以上に多くの被害の通報が寄せられているところであります。このことから、長年にわたり育てた貴重な林木を守るため、市では下北地域県民局並びに下北地方森林組合等と連携をとり、被害調査を数回にわたり実施した結果、場所によって被害状況に差はあるものの、林齢が25年から40年の立木が大きく被害を受けている状況にあることが明らかになり、他の地域で被害対策として効果を上げている杉の根本付近に荒縄やポリエチレンテープを巻きつける試験を本年6月から実施しており、今後この試験により得られた結果を森林所有者等に公表するとともに、防除方法について講習会を実施するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 全般的な実態を把握するということは非常に困難だと私は思います。というのは、何しる行動範囲が非常に広いということもありますので。ただ、実態調査して、今部長が答弁されたように、被害が相当及んでいるということも言われました。

そこで、既に受けた被害、受けている木、もう価値がないのです、あのぐらいやられると。この処理をどうするのか、その処理方法を考えておられたらご答弁願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 被害を受けられました林木に対する措置でございますが、残念ながら国・

県等の支援及び補償制度はございません。森林所有者の自らの手によって処理していただく方法が今の段階ではとらざるを得ないということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 健診問題について若干お尋ねいたします。

先ほど私も述べましたけれども、中間報告では健診率を上げるためには、きめ細やかな体制をとる必要があるということ述べているわけです。しかし、実態としては非常に人数が減っている。私なりに解釈すれば、それを補助するような体制までもなかなかなっていないし、青森県総合健診センターもいろいろ事情があるというふうなことでしょうけれども、事実の問題として低下しているわけです、健診率。しかも、成人病、メタボが始まって、これが低下していくかということ、罰則ということで年金の掛金のほうにもはね返っていくというのはご承知のとおりだと思うのです。これをどうするのかと、この問題とあわせて。担当部局としては非常に頭が痛い問題だというふうに聞いて、私もそう思っているのです。ですから、国の施策から来て、いろいろ地方自治体が今悩んでいるというようなことは承知しておるわけですが、しかしペナルティーは来るわけですから、これについてどう市長は受けて立つのか、受診率を上げるのかと、この点を聞いておきたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 我々の悩みをご理解していただいて、本当にその部分ではありがたく思います。受診率を高めるためにはきめ細やかなということでございますけれども、しかしながらそのきめ細やかさというふうなものは、例えば集落10世帯、そこに総合健診車を派遣して、そして1日と

いうふうな対応、これもなかなか台数も限られております。委託をしている先の青森県総合健診センターもなかなかこういうふうなところでは日数、全県を回るわけでございますので、全県を回るには、やはりかなりの台数も必要でしょうし、また青森県総合健診センター自体のスタッフの増員、さまざまな機器等の整備、そういうふうなものも必要になってくると思います。しかしながら、その健診率を上げなければさまざまペナルティーが来るというのも、また工藤議員のお話しのとおりでございます。

では、行政として何をすべきかということは、健診率を高めましょうというPRをし、そしてその健診を受けた部分においてさまざまな制度、そういうふうなものをうまく我々がアレンジして、できるだけ負担のかからないような健診体制、これを見出すと、そしてPRしていくということしかないのではないかなと、このような思いでございます。

メタボの問題も、本当にこのメタボが果たしてどうなのかというふうな部分、議論も一部にはされているようにございますけれども、国の制度としてそういうふうなものはやはり我々自治体としてはその健診率を上げると、上げなければ、そういうふうなことがなされるということであれば、その健診率を上げるための施策はどんどん打ち出していかなければいけない、その施策の大きな柱となるのはPRというふうなことだと、このように認識しております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 市長もお認めになっているように、負担のかからないあり方、そしてPRの仕方ということだと思うのです。ただ、やっぱり現場を抱えている保健師さんとか、さまざまな方々の苦勞を私もよく知っているわけですが、これから高齢化社会に向かって、実際問題と

して車を運転できなくなる方だとか、そういう方がどんどんふえてくるのです。まちでもそうだろうと思うのですが、特に僻地になってくると。そうすると、手段というものは何によってかかれるのかということになりますと、冒頭に言いましたように、市長も答弁されましたけれども、やはりその地域地域で行ってもらうのが一番ベターだと、そして受診率も向上するという事は間違いないことなのです。

この点からいいますと、今回は、今回はというよりは、前々回は体育館で袈川地区も戸沢地区も健診を受けるということだったのですけれども、そこを保健福祉部にいろいろお願いして、袈川集会所でやっていただきました。特に専業農家ですから、両地区は、朝が早いのです。前は5時から受け付けが開始されると、大体それでも6時、7時と言えば健診が終わる。そうすると、午前中、あるいは1日働くことができるのですね、作物に、あるいは畜産に影響させなくて。そういうやっぱり配慮の仕方というのもこれからも考えていただきたいというふうに思います。

今回海手ではバスが出ました。山手ではバスがないという、こういう地域格差もありますので、その点もぜひ考慮して、今後取り組んでいただきたいと思いますけれども、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地域で行う、一番身近で行う、本当にうちのそばまでという形、その集落の中でやるというふうなこと、これは非常に受診率を上げる一番効果的な受診方法、健診方法だと、これは私も同じでございます。しかしながら、先ほど来お話しのとおり、青森県総合健診センター、限られた台数、限られた日数というふうなものがあります。ただ、そこでやはり今海手のほうがそういう形になっておりますので、今後例えば山手

のほうで、この希望者を調査しまして、今後の課題というふうなことにさせていただきたいと、ご意見としてその部分については承っておきたいと、このように思います。

健診率を上げるためにさまざまな手法というふうなこと、先ほどちょっと答弁を漏らしましたけれども、今の補正予算の中に、あすですか、23日御審議をいただく形になっておりますけれども、女性特有がんの無料クーポン券、これを予算に組みさせていただきました。これもやはり一つそういう意味では健診率を上げ、そして健康増進というふうなことの施策をとった次第でございます。工藤議員も、その部分においては、ぜひともこの補正予算にご異論もなくご賛成をいただいて健診率、女性特有のがん対策というふうなところにむつ市としてしっかりと取り組み始めたということをご理解をいただければなと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 地方自治体の一番の仕事は、福祉の向上にあると一言言っていて、そのようにちょっと地方自治法で明記されてあります。ですから、後退のない限りは一步でも二歩でも前進あるところは反対などはしてきた覚えもないし、これからもそれはご協力するのは当たり前であります。ですから、市長におかれても、きめ細かな受診率を図るためにはどうしたらいいのかということで、市民が主人公でございますから、一生懸命取り組んでいただきたい。このことを要請して質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千賀武由議員

○議長（村中徹也） 次は、千賀武由議員の登壇を求めます。11番千賀武由議員。

（11番 千賀武由議員登壇）

○11番（千賀武由） 大畑選挙区選出、政友会会派の千賀でございます。さきに通告申し上げましたとおり、節目のむつ市議会第200回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者におかれましては、明快に、そして誠意あるご答弁をご期待申し上げます。

質問に入ります前に、一言申し述べさせていただきます。今年度は、市制施行50周年、合併5周年の年、そして新庁舎への移転、200回目を迎えた定例会と、もろもろが重なり合って、まさに節目の年度であります。市長は、平成21年度の施政方針で申し述べておりました次の半世紀を見据えて新しい歴史を刻むため、その出発点に当たり、財政健全化に引き続き手綱を緩めることなく全力を注ぎ、市民の幸せを願い、さらなる飛躍に通じる道のりに力強く踏み出すとすばらしい抱負を語っておられます。市長におかれましては、なお一層お体を大切に、「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」のスローガンとともに、将来像の「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」実現のため、我ら6万四千余名の市民の幸せを願いさらなるご奮闘を願うものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、当初の消防署建設予定地であった土地利用についてであります。この件については、私はむつ市議会第191回定例会において故杉山前市長に質問をしております。そのときの回

答は、当初の消防署建設予定地については、非常に軟弱な地盤であり、地震時の液状化現象など技術的に検証しなければならないし、課題も多くあり、利活用の検討の段階ではまだないとの答弁でございました。また、公園づくりの提案では、故杉山前市長は、大畑地区には校庭より広いところで公園になっているところはない、今後深く検討させていただくという答弁がございました。そこで、現宮下市長になってから、関係職員の皆様方と多少なりとも検討したと思いますので、今後の利活用についてどのように考えておられるかお答えを願いたいと思います。

次の質問は、認知症老人対策についてお伺いいたします。急速な高齢化社会の到来により、人口に占める老人人口は著しく高まってきております。人は美しく、そして健康に老いたいと願ってはおりますが、事志と反しまして、老齢になるほど体のあちこちに障害が生じ、入院、通院などの生活を余儀なくされるのが実態であります。体の障害については、医療処置により治癒することが可能であります。また、完治しないまでも悪化を防止することもできますし、施設も整備されつつありますが、問題は認知症老人対策でございます。この認知症老人を抱えている家庭の家族の悩みは本当に深刻なものが多く、多大な犠牲が強いられていることは市長もご承知のことであろうかと存じます。そこで伺いたいのは、認知症疾患とはこの程度、そしてこの基準に該当するという物差しがないだけに難しいものがあるかもわかりませんが、本市ではどの程度の認知症老人がいると推定しておられるのか、調査した数字があればお知らせを願いたいのであります。

次に、認知症老人対策としていろいろと対策を講じておられると思いますが、次に申し上げる事項につきまして、本市においての施策はどうなっているのかお聞かせを願いたいのでございます。

1つ目として、認知症老人及び認知症疾患の相談窓口は設置されているのか、2つ目として、家庭看護の方法について啓発しているのか、3つ目として、認知症老人に関する老人保健事業は充実されているのか、4つ目として、長短期の保護施設はどうなっているか。以上、4点についてお聞かせをお願いします。

次に、本市における不登校の現状と予防について質問をいたします。不登校についての正確な統計は難しいとも聞いてはおりますが、不登校の子供は増加しつつあると言われております。子供の数自体が減少しつつあるのに、不登校の子供が増加しつつあるというのは憂慮すべき事態と言わざるを得ないのであります。不登校の子供が成人になったとき、本人自体がどのような状況下に置かれるかを思うとき、本人自体にとっても、また社会問題としてとらえても望ましい姿になっているとは考えがたいのであります。

そこでお伺いをいたします。文部科学省では、発表した平成19年度の児童・生徒の問題行動等調査によりますと、全国の不登校の実数は、約13万人と出ております。青森県においても、平成19年度の30日以上欠席した不登校の児童・生徒は1,513名で、前年度より28名多く、3年連続で増加していると新聞で報じられました。そこでお伺いしますが、本市の小学生、中学生の不登校の実態はどうなっているのか、当市の実態把握、最近の実態についてお伺いをしたい、そのように思います。

次に、いじめと体罰の実態についてお伺いをいたします。いじめが不登校の大きな理由でもあると言われます。また、いじめられたとか、教師から体罰を受けたことに起因して子供が自殺したなどの新聞報道がありますが、当市の小・中学校において、いじめとか校内暴力、または教師による体罰といったことはあるのかないのか、その実態

についてお伺いをいたします。

なお、いじめの実態については次の質問でもお伺いいたしますので、この質問部分では簡略で結構でございます。

次に、不登校の予防対策の問題についてお伺いいたします。不登校の原因は、本人、家庭、学校のいずれかに複合してあると思われれます。何事も現象が出てから対応するのは遅いのであって、事前に予防することが大事な策と思うのであります。教育委員会としては、不登校対策としてどのようなことを考えておられるか、お伺いをいたします。

最後に、いじめの現状と対策についてお伺いいたします。いじめの問題は、今や珍しいことではなくなりました。新聞を広げますと、いじめと交通事故の記事は、嫌でも毎日目にしているところでございます。いじめられる側もいじめる側も、ともに将来の日本を担う子供であるだけに、見逃すことができない、そして深刻な問題ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。それは、本市におけるいじめの現状でございます。幸いに児童・生徒が自殺をしたといったケースは発生していないようでございますが、だからといって本市の小・中学校にいじめが一件もないといったことは考えられないのであります。教育委員会では、本市におけるいじめの実態について把握しておられるかどうか、把握をしておられましたら、その実態はどうか、現状について詳細にお話を願いたいのであります。

次に、実態について、調査、把握をしておられるならば、何らかの対策を打ち出されていると考えますが、その講じた対策と効果についてお聞かせください。

以上を申し上げまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑地区の土地利用についてのご質問第1点目、大畑消防署建設予定跡地の利活用についてであります。旧大畑町では、大畑川沿いの河川敷に大畑消防署を移転することとし、平成13年に用地を取得したところであります。しかしながら、建築実施設計に先立ち地質調査をしたところ、軟弱地盤であることが判明し、消防庁舎建設には不適としたところであります。このことから、用地を行政財産から普通財産へと移管し、現在大畑庁舎管理課で財産管理をしております。

普通財産でありますことから、処分は可能であります。市といたしましては、構築物の建設が困難な土地と判断しておりますので、現状では民間への積極的な財産処分も考えづらいところであります。土地の利活用につきましては、検討してまいりましたものの、改まった整備というようなことは現状ではなかなか難しいわけでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、認知症老人対策についてのご質問にお答えいたします。まず、本市の認知症老人は何人かとお尋ねでございますが、ご承知のとおり認知症は一つの病気という考え方であり、医師がその診断を下し、その数値を集計したものが最終的な患者数ということになりますが、個人のプライバシー等の関係もあり、市としてその集計をいたしてはおりません。しかしながら、介護保険の介護認定に当たり、認知症高齢者の日常生活自立度という調査項目がございまして、これは大まかに申し上げますと、日常生活に支障を来すような症状が見られるか否かというもので、これを集計したのから、認知症であると思われる高齢者の方々を推計した数値が現在把握

している数値でございまして、平成20年度末では1,632人となっております。ただし、この数値はあくまでも介護が必要であると認定された方々からの推計であり、介護認定を受けていない方々や若年者は算入されておられませんし、先ほどの日常生活自立度の最も軽い指標とされている何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているという方も含まれておりません。さらには、この調査項目自体が病気としての認知症という考え方でございませぬので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、認知症老人対策としての本市の諸施策についてのご質問にお答えいたします。まず、市の相談窓口についてであります。これにつきましては、平成18年度に保健福祉部介護福祉課内に介護予防プランの作成や介護認定の申請のアドバイス、高齢者の方々の援助、そして関連するあらゆる相談に対応する機能を持たせたむつ市地域包括支援センターを設置し、現在は保健師2名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名を配置し、これを介護福祉課職員がサポートする体制をとり、このセンターを高齢者の相談窓口と介護予防の拠点として位置づけてございます。

また、平成19年度からは、市内を大きく東部と西部の2つに分けて、東部を社会福祉法人桜木会に、西部を社会福祉法人青森社会福祉振興団に対して同様の業務を委託し、地域包括支援センター桜木と地域包括支援センターみちのくとして対応していただいているところでございます。

さらに、市内在宅介護支援センター8カ所に相談窓口としての業務を委託するとともに、市内18カ所の居宅支援事業所においても介護の相談を受けていただいております。

次に、家庭看護の方法の啓発についてのお尋ねについてでございます。認知症については、その原因が脳梗塞であったり、交通事故であったり

とさまざまな要因があり、まずは医師の診断を受けていただき、治療が必要であれば、治療をしていただくことが最も大事であろうかと思われましますし、それと並行した家庭看護ということとなろうかと存じます。したがって、第1には、ご本人、そしてご家族に病気であるという認識を早期にお持ちいただくことから始めたたいものと考えておりますが、現在では在宅介護支援センター8事業所において、年に30回から50回程度の家族介護教室による家族への啓発事業を実施しております。市の介護予防事業計画におきましては、認知症対策事業は本年度から本格的に取り組むこととし、ようやくその緒についているところでございますので、具体的な事業につきましても、いまま少しの時間を賜りたいと存じます。

そして、次のご質問の認知症老人に関する老人保健事業の充実につきましても同様に検討を進めて、今後そう遠くない時期には具体的にその内容をお示しすることができることになろうかと存じます。ご参考までに本年度の実施に向けて検討を進めている主な事業についてご紹介いたしますと、認知症の方々をサポートするためのボランティアを養成する事業や回想法と申しまして、認知症の方々が過去に体験していると思われる家事、手仕事等の実践やあいさつ等を通じてご自身の自尊心、活動性、生活の質等を高めるといった効果が期待される事業の進め方について検討しており、そのほかにも認知症に対して何らかの効果が期待できる事業について模索検討しております。

次に、長期、短期の保護施設はどうなっているのかとのご質問でございますが、軽度の認知症では、介護保険事業所の短期入所、訪問看護を含む居宅での支援あるいは通所による計48事業所の支援が可能かと存じますし、重度の認知症になりますと、病院への入院あるいはグループホーム7カ所、介護老人福祉施設7カ所等への入所というこ

とになろうかと存じます。

次に、3点目の不登校の現状と予防対策について及び4点目のいじめの現状と対策については教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年全国的に児童・生徒数が減少している中で、全国や青森県の不登校児童・生徒数が増加の傾向にあることは、大変憂慮すべき事態であると受けとめているところであります。不登校は、将来を担う子供たちの健全な育成のためには解決しなければならない喫緊の課題であり、教育委員会といたしましても、学校と連携を密にしながら、課題解決のために日々努力しているところであります。

そこで、まず本市の不登校児童・生徒の現状についてご説明申し上げます。平成20年度の不登校児童・生徒数についてであります。病気や経済的な理由等を除いて年間30日以上欠席した不登校小学生は16人で、平成19年度と同数であります。不登校中学生は67人で、8人の増となっております。本市の中学生も全国及び青森県と同様増加傾向にあるものの、平成19年度の本市における小・中学生の不登校発生率は、調査を開始しました平成3年度以降初めて全国や青森県の発生率を下回ったところであり、この現象はこれまでの不登校に対するさまざまな取り組みの成果がようやくあらわれてきたものと思っております。

次に、不登校児童・生徒の中にはいじめや教師による体罰を受けることにより、学校に登校できなくなったというケースが発生していないかとのご質問にお答えいたします。むつ市の児童・生徒の不登校の要因としては、生活や学習に対する悩みや不安、集団生活にうまく適応できない、保護

者の養育にかかわるもの、児童・生徒の精神的発達にかかわるものなどが複雑に絡み合っているのが実情であります。本市では、精神的、肉体的ないじめを受け、学校に登校できなくなったとか、教師の体罰等で学校に登校できなくなったという報告は今のところ受けていないところであります。

次に、予防対策についてお答えいたします。不登校の児童・生徒の中には、学習のおくれによる学習意欲の低下や友人関係をうまく構築できないという子供もあり、予防対策として児童・生徒の発達段階に応じた教育相談、研修による教職員のカウンセリングスキルの向上、わかる授業、楽しい学校を目指すための教職員の授業力、指導力向上に努めていただいているところであります。さらに、教育委員会としては、むつ市教育研修センター内に教育相談室、学習室を開設し、教育相談員や相談支援員を常駐させ、児童・生徒ばかりでなく、保護者や家族、あるいは学級担任や生徒指導担当者との相談の場として活用できるようにしているところであります。

昨年度、当センターの教室に通っていた児童・生徒数11人の状況についてであります。11人のうち2人が学校に復帰できたこと、それ以外に教室には入ってはいけませんが、保健室等での学習日数が多くなったこと、さらには中学3年生の3人全員が高校に合格することができたところであります。今後とも学校との連携を密にし、効果的な活動プログラムの開発に努めてまいりたいと考えております。

さらに、本市では、議員各位のご理解とご支援をいただき、学校教職員以外に18人のスクールサポーター、2人のスクールソーシャルワーカーの配置、さらには県の委託事業として2人のスクールカウンセラー、悩みを抱える子供に対する相談員の配置が可能となったところであり、各学校へ

のサポート体制が確立され、徐々にその成果があらわれてきているところであります。

また、子供の中には複雑な家庭環境、経済的に恵まれないといった不安定な状況に置かれているケースもあることから、これまで以上に民生委員、児童委員や児童相談所、児童家庭課等関係機関との連携を密にして、不登校対策に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、むつ市教育委員会では、小中一貫教育の中で不登校児童・生徒減少アクションプランを掲げ、不登校未然防止事業を学校、家庭、地域と連携、協力して推進しているところでありますので、何とぞ議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、いじめの現状と対策についてお答えいたします。まず、むつ市内小・中学校におけるいじめの実態についてであります。昨年平成20年度の小・中学校のいじめの件数は、合わせて7件、そのうちいじめで指導を受けた児童・生徒は15人です。平成19年度と比較し2件の減、いじめで指導を受けた児童・生徒数は15人で、平成19年と同数となっております。

報告のあったいじめの種類を分類してみますと、仲間外れ、無視、冷やかし、からかい等が主なものであります。議員もご承知のとおり、近年のいじめはパソコンや携帯電話での誹謗中傷など、多様化、巧妙化、陰湿化しているのが実態であります。これらのいじめの対策としては、いじめの早期発見、早期対応はもちろんであります。人権についての指導の徹底や親身な相談体制、日常的な信頼関係の醸成、いじめられた児童・生徒は必ず守り通すという断固とした姿勢のもとに、教職員の共通理解を図り、緊急かつ迅速な組織的対応ができるようにしているところであります。

また、昨年度より学校、学級生活への不適應、不登校、いじめ被害の可能性を的確に推測できる心理検査を導入し、お互いが認め合える学級づく

り、学校づくりに努めているところであります。教育委員会といたしましても、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目標にし、他人の心の痛みが理解できるよう道徳教育や体験に根ざした豊かな体験活動を実施し、潤いと活気に満ちた教育活動を推進するよう指導しているところであります。

また、子供本人から、あるいは保護者から直接いじめに関する相談を受けることができるよう、教育委員会専用の電話やメールアドレス、ファクス番号等を記したポスター等を各学校、関係機関に配布し、いじめ防止に取り組んでいるところであります。

最近では、先ほど申しましたが、携帯電話やインターネットによるいじめが多様化、深刻化し、悪質化していることに伴い、学校では保護者と連携して、情報モラルや携帯電話の活用の仕方などについて研修会を開催し、ネットいじめに対する対応策も行っているところであります。いずれにいたしましても、これらの取り組みは学校や教育委員会だけでは不十分であり、家庭や地域と一体となって取り組むことが必要であります。今後とも将来を担う子供たちの健全な成長を支援するため、私ども教育委員会といたしましても、日々努力してまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ただいまはご答弁ありがとうございます。順序がちょっと違いますが、若干再質問をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

まずいじめの現状と対策でございますが、非常に専門的に詳しくお答えいただきまして、本当にありがとうございました。私、今1つ提案をいたします。これは青森県内ではなく、別な市町村でやっているそうでございますが、いじめの対策に

それぞれこの市町村も苦慮しているようでございます。例を申し上げますと、いじめの問題に的を絞った生徒指導の手引書を作成しているところとか、教育委員会に専門職員を配置し、親と児童の相談指導に当たる、先ほども教育長が言いました。それといじめ対策手引書、またいじめに関する指導手引書などを作成して、全教師に配布している市町村、それから全小・中学校にいじめ問題担当の教育相談、先ほども教育長が言いましたが、そういうのを設けて工夫しているところが東北とか関東にあるわけでございます。そこで当教育委員会も先ほど教育長も言うように、工夫を凝らして対処していると思うわけでございますが、私が今申し上げました4点の事例で、もし実施していないものがございましたら、ほかのこういう事例も取り入れて、いじめの対策等をやってみる意思はないか、そののところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま千賀議員からは、いろいろな他県、他地区の取り組みの状況についてご紹介ございましたが、本当にありがとうございました。

私どもも大方それに似た形の対応をしているわけでございますが、やはり文部科学省から、あるいはまた県教育委員会からということで手引、マニュアル、あるいはまた緊急の対応の仕方についての詳細にわたるそういう対応策の手引きが渡ってくるわけでございますので、早急に我々は会議、研修会を通しながら、すべての先生に徹底するようにしているわけであります。

そういうことで大方どの学校におかれまして、そういうような対応をとっているわけでございます。それでもなおかつ起こるといいうところに問題があるわけでございまして、やはり一番子供と接する最先端におられる先生方が、あるいはま

た担任の先生、部活動の先生なども含めてのこと
でございますけれども、やはり気づく力といいま
しょうか、観察する能力というものが鋭敏でない
と、なかなかどんな立派なマニュアル、対応があ
ったとしても、効果はなさないわけでございます
ので、やはり先生方の持っている資質的なそうい
う向上を我々は一番大事なことと思っているわけ
でございます。そういうことで、先生方にはそう
いうマニュアル的なものはそうでございますけれ
ども、やはり日々朝来たら子供の変化の状況等、
あるいはまた学級内の雰囲気がおかしいなと気づ
けるような、そういう力を身につけさせたいもの
だなど、こんなふうに思っております。そういう
ことで、これ1つマスターすれば特効薬になると
いうことはございませんので、朝の学級会、授業、
放課後、部活動等々につきましても、絶えず先生
方が連絡し合って、全校的な体制が取り組めるよ
うにしていきたいものだ、このように絶えずお
願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） はい、ありがとうございます。

むつ市のいじめについては、比較的少ない状況
のようでございますが、いじめに遭った子供の気
持ちを考えれば、これは絶対根絶しなければなら
ないと私は思います。子供たちが明るく楽しく学
べる環境づくりをひとつお願いしたい、そのよう
に思います。

そして、次に不登校の現状と要望について1点
お聞きしたいと思います。先ほど詳細に教育長か
らお答えをいただいたわけでございますが、それ
では学校の先生の指導と、その先生が指導しての
効果はどういうものか、ひとつそのところをお
聞きしたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 先ほども壇上から申し上げ

ましたけれども、不登校あるいはまた今申しまし
たいじめについては、いろんな多様な原因といい
ましょうか、理由があるのだというようなことを
申し上げたのですが、最近の子供たちの特徴とい
うのは、昔は不登校というと、先生にしかられた
とか、あるいはまた授業がわからないとか、先生
と合わないとか、友達同士がけんかしたというふ
うな、どちらかというと、非常に物理的な関係で
の不登校現象があったわけでございます。昨今の
不登校というのは、はっきり申しまして、生活習
慣の乱れからくる夜と昼が逆転になって、そして
何事に対しても無気力になっているということか
ら、要するにやる気を起こさないというふうな、
その原因というのは、夜と昼が逆転になるという
のは、その道具としましてはテレビゲームとか、
あるいはまた携帯電話というふうなことでござい
まして、朝起きられないと、先生が呼びに行っ
ても熟睡しているというふうな、そういうことで
ございますから、なかなか簡単には、はい、そう
ですかと登校できるような状況にないわけござい
ます。

無気力から、しかりますと、わがままになっ
てみたり、あるいはまた拒否的な態度というふう
なことございまして、大人の言うこと、親が言う
こと、あるいは先生が言うことはなかなか簡単に
受けていただけないというふうなことがあるわけ
でございますので、私はもちろん家庭のご理解、
協力がなければできないことはわかるわけござ
いしますが、やはり生活習慣というのはどれほど大
事かということを思っているわけございまして、
最近のはやり言葉で、早寝早起き朝ごはん、と、
こんなことを申しておりますが、それは単なるは
やり言葉ではなくて、やはり寝るときには寝る、
起きるときは起きる、食べるときは食べるとい
う当たり前の動作ができないから、そのようない
ろんな無気力的な、拒否的なことが出てくるわけ

でございます。根本は何々ができないからというのではなくて、そのあたりから直していかないと、なかなか私は直っていかないのではないかなと、こんなふうに思っています、やはり体づくりというものをもう一回きちっと直していかないと、不登校というのはなくせないのではないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。

ある程度子供というのは、体ができますと意欲がわいてくるわけでございます、やる気が出てくるわけでございますから、生活習慣が大幅に乱れるということは、いろんな精神的なものまで破壊してしまうということでもありますので、もう一回このところから直していかないといけないということで、先ほども肥満傾向の云々の話が出ましたけれども、やはり食育、生活習慣の大切さというものを連合PTAなどを通して、もう一回生活習慣の立て直しを図るということを最重要点にしていきたいと、こんなふうにも考えてございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ありがとうございます。

不登校のきっかけ等、先ほども教育長が申し上げたとおり、本人にかかわる問題や親の関係とか、それから親子関係、友人関係、そして学業などの理由が挙げられているところでございます。しかし、不登校になった子供たちは現場の先生方の努力で立ち直った子供も多いと伺ってございます。本市の不登校者ゼロを目指すのは当然のことでございます、そのためにはやはり先ほども教育長からお伺いしましたが、適切な対応と関係機関との連携を強くして対応してほしいなど、そのように思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。土地利用についての関係でございますが、市長の答弁は、非常に私残念でございました。杉山前市長は、公園として考えると、深く公園として考え

るというご回答をもらっているわけでございますが、いま一度、先ほどのご答弁より公園としてこれから考えていくという市長のお言葉を聞きたいのですが、いかがでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 杉山前市長の答弁は、「大畑地区には校庭より広いところで公園になっているところはないのです。深く検討させていただく材料であろうと思います」というふうなご答弁でございました。私は、その公園づくりをするべきだという千賀議員のご提案と受けとめました。この部分につきましては、やはり非常に軟弱な地盤であるというふうなことがまず前提であり、構築物の設置に技術的な検証が必要であると。しかしながら、ことしの4月28日、29日に私も出席をさせていただきました。「来さまい大畑桜ロード第1回さくらまつり」というふうなことで、初めて観光協会に取り組みをしていただきまして、当該地に桜の苗木を3本でしたか、植えていただいた。これは、下北地域県民局のほうの取り計らいもありましたけれども、そういう意味からして、私は決してそのご提案を否定するものではございません。あそこは、桜ロード7.8キロでしたでしょうか、ソメイヨシノではほぼ日本一くらいの長さの桜ロードでございますので、そういうふうなものをまず見て通っていただく、そしてこちらのほうから大間町のほうに向かいますと、右手のほうにまた桜の名所があるという、そういうふうなことも一つのケースとして考えられるのではないかと。それが今緒についたばかりでございます。しかしながら、例えば桜をあの一面に植えるとなると、地盤の問題、そして土壌の問題もあるというふうなことを聞いております。その部分で報告も受けております。また、建物を建てるとなると、かなり何十メートルも深く岩盤まであれしなければいけないということも調査の結果でわかってお

ります。当面は、私はあそこは桜を植えていって、市民の憩いの場所として育てていく必要があるのではないかと。決して公園化を否定しているのではありませんし、また私は杉山前市長の答弁をもとにいたしますけれども、杉山前市長は先ほど言いましたように、深く検討させていただくという答弁でございました。私はより深く検討させていただいて、そして今桜が3本植えられたわけでございます。あの地が桜の場所としてふさわしいのか、また地盤の問題もありますので、これは担当のほうとよく検討を重ねて、より深く検討させていただきたいということで答弁とさせていただきます。

あの一帯道路が、桜並木があり非常に大きく育ってきております。右側にああいうふうな形で車をストップして、そして憩いの場所として、また町の方々が桜の名所として、道路ですので、非常に危のうございますので、公園として考えることも一つの大きな手法、考え方ではないのかなと、こんな思いをいたしております。決して否定は申し上げません。前向きな検討を、より深くしていきたいと、こういうことで答弁とさせていただきますと思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 今うれしいご回答をいただきました。市長が言う前に、私から3点ぐらいその点について質問しようかなと思っていましたが、それを全部言われてしまいましたので、まとめてひとつご要望といえますか。

否定はしない、公園化を深く考えるということでございますので、それを考えた場合に、やはり親子の触れ合いの場として、また子供たちが大勢集まれる場として、できるなら遊具等を含めた公園としても欲しいし、先ほど市長が言いました、ことしのさくらまつり、本当に大畑町観光協会の皆さんのおかげで復活したわけでございます。市

長もそこに来賓として来て、そのうれしい気持ちをやはり持ったと思います。あそこは地理的にも非常に場所はよいところでございますので、これから大畑地区でもいろいろイベントもあると思います。活性化のためにもひとつイベント広場としてもつなげてやっていただきたい、そのようにも思います。

もう一つ、ことし桜を植えました。しかし、あそこの地域は皆砂利でございます、私は桜が成長するか疑問でございます。それで、今後もやはり植えると思いますので、その植える箇所だけでもいいです、土の入れかえといえますか、そういうことをやっていただきたいのです。その土の入れかえの部分だけで結構でございますので、お答えを願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、あの場所の土壌が非常に、先ほどご答弁申し上げましたが、土壌が非常に悪いというふうな報告も来ております。土壌の改良をどうやっていくのかというふうなこともあります。そういう意味では、その検討はもっともってしていきたいということでございます。

さらにもう一つ、あの地区でかつて、大安寺さんがやっていた花まつりですか、花まつりの部分の中での一環としてさくらまつりが復活したというふうなこともお聞きしました。そういうふうな形で、地区の各団体が積極的に桜まつりをしようとか活性するためのさまざまなイベントの場所として使ってもらえれば、それなりのやはり、単に行政が土壌を変えて、そして桜を植えるというふうなことだけではなくて、地域の盛り上がりも私は期待を申し上げたいと、このように思います。

決して否定するものでないということを何度もお話ししておりますけれども、その部分もひっくるめまして、果たして桜となじむ土壌なのか、そういうふうなことももろもろより深く検討させて

いただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 何事にも財源がこれはずきものでございますが、市長、休みの日なんか、公園等で親子が触れ合っている姿、そして大勢の、市長がよく言う「こどもは地域のたからもの」、そういう宝物の子供たちが遊んでいる姿を見て想像しませんか。うれしくなると思います。そういう大畑地区市民の要望の気持ちもどうか大事に受けとめて、実現方いろいろご苦労でございましょうが、よろしく願いして、認知症対策の質問に移らせていただきます。

先ほど市長から4点について、対策等にご回答いただきました。非常にうれしい限りでございます。この点については、お礼を申し上げます。それで、私一つ認知症の予防対策としての健康教室の開設について市長に聞きたいと思います。それは、脳の健康教室の開設でございます。これは、何か鹿児島県の南さつま市で65歳以上の高齢者を対象に読み書きや計算を通じての脳の活性化を図る健康教室を開いて、未然の防止を図っておられるそうでございます。毎週1回講師の指導を受けながら、簡単な読み書き、そして計算を行うほか、童謡や何か「万葉集」などの親しみやすい教材を用意して実施しているそうでございます。こうした教室は、そんなに大きな財源は必要ともしないし、広い施設も要らないかなと思うところでございますが、高齢者の健康のためにも旧むつ市を初め各地区において、これを継続して開設したらどうかと自分では思うのですけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご回答になるかどうかわかりませんが、この教室の開催、そしてまた今具体的に脳の活性化対策として、声を出して読むというふうなお話がございました。県内の地方

紙の奥のほうから4面あたりに、たしか声を出して読む日本文学だったでしょうか、字が大きく書かれて、そして日本文学の名作、これをみんなで読みましょうというふうな形で、これは脳の活性化につながると。たしか明治大学でしたでしょうか、東北大学の先生だったでしょうか、その方が提唱している一つの運動でございます。それもやはり効果があるというふうな報道もありますし、そういう意味で、さまざまな形の中で、この教室といいますが、認知症対策、これは先ほどお話をいたしましたように、今年度から事業展開を計画しております。その一つとして回想法という、壇上でお答えいたしましたように、それもまた非常に効果のある一つの予防対策であるというふうになっております。

回想法というのは、かつて65歳以上ですと、昭和の時代の古いもの、例えば備品、テレビだとか、これまで、もう新しいもの、新しいものという形で家庭の中でもなくなってしまっているさまざまな家具、調度品、そういうふうなものをちょっと出してきて、そして思い出しながら話題をそちらに向けていく回想法という手法があるそうでございますけれども、この回想法も非常に予防対策として効果があるというふうなことでございます。そういうもろもろ、どういうふうな事業メニューとしてあるのか、これもしっかりとまた今のご提言も受けながら、7月から5回程度の認知症予防教室、これを開催していきたいと、このように思います。

特に短期的な対策としては、さまざまなことがありますし、また長期的にはその介護を受ける施設の拡充、そういうふうなものも検討していかなければいけないのではないかなと、このように思います。短期的には、仮に介護施設がどんどんできますと、今度は介護保険料にまたはね返ってくるわけでございますので、そういうものもしっか

り総合的な検討の中で予防の部分においては、7月から5回程度の認知症予防教室というものを開催していきたいと。その内容等については、これからでございますけれども、さまざまな場面でご提言をいただければ、そのメニューの中に入れさせていただくものは入れさせていただくと、このように思います。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ありがとうございます。

それでは、むつ市に認知症の高齢者グループホーム、これは7カ所か9カ所あると聞いてございます。それで、何か聞くところによりますと、待機者もあるそうでございます。そして、かなり入所にも時間とか期間を要することも聞いております。

そこで、市長にお伺いしたいのですけれども、政府は居宅介護サービスなど在宅にしながら受けられるサービス利用を推進しているようでございますが、認知症の家族介護が非常に大変、私も大畑の友達で非常に困っているところを実際に見ております。やはりだれもがこういう施設を公平に利用できる体制を整えるのも私は必要かと思いますが、そこあたりの積極的な市長の所信をひとつお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 待機者の解消というふうなことで、施設の整備拡充、これが一番手っ取り早い話でございますけれども、この部分においては、やはりこれらの事業を行うことによって、先ほどお話ししましたように介護保険料の負担の増減、これと非常に密接な関係があるというふうなことでございますので、この部分については詳細にしっかりとした調査をしまして、それに基づいた計画をして、そして整備が必要になってくるだろうと、このように思います。これは、短期的な話でございますけれども、仮に今度は長期的な部

分においては、次期介護保険事業計画の中で、その充足率の充実を図らなければいけないというふうな観点から、これらもひっくるめまして検討を重ねていかなければいけないのではないかなと、このように思います。

ただ、施設だけに介護を求めるか、そしてまた在宅で介護をするのかというふうなところ、非常にその部分において、この症状に対してどういふふうな部分が本人にとって安定した形でライフスタイルを過ごすことができるのかというふうなことは、十分やはりそれぞれのご家庭、またその症状によってさまざま変わってくると、私はこのように認識をしておりますので、一概に、では施設をふやすかというふうなことにはただちにつながらないと。やはり施設をふやす部分においては、さまざまな経費の増、介護保険料の増等がございますので、十分それは調査をしたうえでなければ取り組めないであろうと。ただ、長期的にはその介護計画の中でしっかりと検討する要素となり得るものであると、このように認識をいたしております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ありがとうございます。市長の所信を伺いました。それでも、家族の介護者の立場もこれは十分お考えをいただいて、やはり私が先ほど言ったみたいにだれもがやはり公平に利用できる体制づくりも必要かと思っておりますので、ぜひその点もよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、市長、むつ市市制施行50周年でございます。そして、合併5周年にふさわしく福祉のまち、そういうむつ市となり得るように市民と一体になってまちづくりを推進し、行政のかじ取りをしていただきたい、そのようにご期待を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、千賀武由議員の質問

を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月23日は中村正志議員、浅利竹二郎議員、新谷泰造議員の一般質問、議案第49号、議案第50号及び議案第51号の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時05分 散会

